

參考資料

第六次千葉県障害者計画数値目標一覧

| No. | 項目 | 28年度 実績 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 担当課 |
|------------------------------------|---|----------------------|---------------|--------------|--------------|----------|
| 1 入所施設等から地域生活への移行の推進 | | | | | | |
| 1 | 1-1 グループホーム等の定員(人) | 4,712 | — | — | 5,900 | 障害福祉事業課 |
| 2 | 1-2 施設入所者の地域生活への移行者数(人) | 42 | 135 | 135 | 135 | 障害福祉事業課 |
| 3 | 1-3 施設入所者数(人) | 4,495 | — | — | 4,477 | 障害福祉事業課 |
| 4 | 1-4 地域生活支援拠点等が整備されている圏域の数(圏域) | 0 | — | — | 16 | 障害福祉事業課 |
| 5 | 1-5 地域活動支援センター所在市町村(市町村) | 35 | — | — | 54 | 障害福祉事業課 |
| 6 | 1-6 日常生活自立支援事業利用者数 | 1,159 | 1,220 | 1,250 | 1,280 | 健康福祉指導課 |
| 7 | 1-7 短期入所事業者数(箇所) | 153 | 159 | 165 | 171 | 障害福祉事業課 |
| 8 | 1-8 「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」受講者数(累計)(人) | 48 | 80 | 96 | 112 | 障害福祉事業課 |
| 9 | 1-9 指定障害者支援施設の必要定員総数(人) | 4,683 | 4,673 | 4,673 | 4,673 | 障害福祉事業課 |
| 10 | 1-10 地域生活支援拠点等が整備されている圏域の数(圏域)(再掲) | 0 | — | — | 16 | 障害福祉事業課 |
| 11 | 1-11 千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園の入所者数(人) | 83(28年度末 時点定員数90) | 早期の定員半減を目指します | | | 障害福祉事業課 |
| 2 精神障害のある人の地域生活の推進 | | | | | | |
| 12 | 2-1 圏域毎の保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況(箇所) | 15 | 15 | 15 | 15 | 障害者福祉推進課 |
| 13 | 2-2 市町村毎の保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況(箇所) | 33 | 40 | 47 | 53 | 障害者福祉推進課 |
| 14 | 2-3 精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数(人) | 3,282 (H27.3) | 3,208 | 3,134 | 3,058 | 障害者福祉推進課 |
| 15 | 2-4 精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数(人) | 3,046 (H27.3) | 2,848 | 2,650 | 2,452 | 障害者福祉推進課 |
| 16 | 2-5 精神病床における3か月時点の早期退院率(%) | 69 (H26.6) | 70 | 71 | 72 | 障害者福祉推進課 |
| 17 | 2-6 精神病床における6か月時点の早期退院率(%) | 85 (H26.6) | 86 | 87 | 88 | 障害者福祉推進課 |
| 18 | 2-7 精神病床における1年時点の退院率(%) | 90 (H26.6) | 91 | 92 | 93 | 障害者福祉推進課 |
| 19 | 2-8 地域の精神保健医療体制の基盤整備量(利用者数) | — | 382 | 764 | 1,104 | 障害者福祉推進課 |
| 20 | 2-9 地域移行・定着協力病院の指定数 | 11 | 15 | 21 | 26 | 障害者福祉推進課 |
| 21 | 2-10 地域移行・地域生活支援事業の実ピアサポーター活動箇所数(見込箇所数) | 5 | 10 | 13 | 15 | 障害者福祉推進課 |
| 22 | 2-11 精神科救急基幹病院数 | 9 | 12 | 12 | 12 | 障害者福祉推進課 |
| 23 | 2-12 精神科救急身体合併症に対応できる施設数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 障害者福祉推進課 |
| 3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進 | | | | | | |
| 24 | 3-1 共生社会という考え方を知っている県民の割合(%) | — | — | — | 50 | 障害者福祉推進課 |
| 24 | 3-2 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に関する周知啓発活動の回数(回) | 1,201 | 1,011 | 1,011 | 1,011 | 障害者福祉推進課 |
| 25 | 3-3 福祉教育推進員養成研修の修了者数の数(人) | 19 | 40 | 40 | 40 | 健康福祉指導課 |
| 26 | 3-4 虐待防止アドバイザー派遣数(回) | 5 | 15 | 15 | 15 | 障害福祉事業課 |
| 27 | 3-5 職員対応要領を策定した市町村数(市町村) | 17 | 39 | 42 | 45 | 障害者福祉推進課 |
| 28 | 3-6 全分野の地域相談員が委嘱されている圏域数(箇所) | 0 | 増加を 目指します | 増加を 目指します | 増加を 目指します | 障害者福祉推進課 |
| 29 | 3-7 障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村数(市町村) | 10 | 32 | 38 | 44 | 障害者福祉推進課 |
| 30 | 3-8 手話通訳者・要約筆記者実養成講習終了見込者数(人) | 57 | 60 | 60 | 60 | 障害者福祉推進課 |
| 31 | 3-9 盲ろう者向け通訳・介助員養成講習終了見込者数(人) | 16 | 20 | 20 | 20 | 障害者福祉推進課 |

| No. | 項目 | 28年度 実績 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 担当課 |
|-----------------------------|---|------------|--------------|--------------|--------------|----------|
| 32 | 3-10 手話通訳者・要約筆記者派遣実利用見込件数(件) | 457 | 476 | 476 | 476 | 障害者福祉推進課 |
| 33 | 3-11 盲ろう者向け通訳・介助員派遣実利用見込件数(件) | 1,376 | 1,343 | 1,343 | 1,343 | 障害者福祉推進課 |
| 34 | 3-12 点訳・朗読奉仕員の養成 | | | | | 障害者福祉推進課 |
| | 養成人数(人) | 43 | 46 | 46 | 46 | 障害者福祉推進課 |
| | 研修回数(回) | 2 | 2 | 2 | 2 | 障害者福祉推進課 |
| 4 障害のある子どもの療育支援体制の充実 | | | | | | |
| 35 | 4-1 児童発達支援センター数(箇所) | 36 | - | - | 41 | 障害福祉事業課 |
| 36 | 4-2 児童発達支援事業所数(箇所) | 271 | 360 | 390 | 420 | 障害福祉事業課 |
| 37 | 4-3 医療型児童発達支援事業所数(箇所) | 8 | 増加を 目指します | 増加を 目指します | 増加を 目指します | 障害福祉事業課 |
| 38 | 4-4 放課後等デイサービス事業所数(箇所) | 488 | 580 | 620 | 660 | 障害福祉事業課 |
| 39 | 4-5 保育所等訪問支援事業所数(箇所) | 45 | 55 | 60 | 65 | 障害福祉事業課 |
| 40 | 4-6 ライフサポートファイルの実施市町村数(市町村) | 39 | 増加を 目指します | 増加を 目指します | 増加を 目指します | 障害福祉事業課 |
| 41 | 4-7 短期入所事業所数(障害のある子どもを受け入れる事業所)(箇所) | 96 | 102 | 108 | 114 | 障害福祉事業課 |
| 42 | 4-8 居宅介護事業所数(障害のある子どもを受け入れる事業所)(箇所) | 750 | 800 | 850 | 900 | 障害福祉事業課 |
| 43 | 4-9 障害児等療育支援事業実施見込み箇所数(箇所) | 56 | 50 | 50 | 50 | 障害福祉事業課 |
| 44 | 4-10 療育支援コーディネーターの配置人数(人) | 6 | 増加を 目指します | 増加を 目指します | 増加を 目指します | 障害福祉事業課 |
| 45 | 4-11 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数(箇所) | 3 | 30 | 30 | 30 | 障害福祉事業課 |
| 46 | 4-12 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数(箇所) | 24 | - | - | 30 | 障害福祉事業課 |
| 47 | 4-13 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数(箇所) | 25 | - | - | 31 | 障害福祉事業課 |
| 48 | 4-14 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(人) | - | 50 | 70 | 90 | 障害福祉事業課 |
| 49 | 4-15 障害児入所施設数(箇所) | 16 | 17 | 17 | 17 | 障害福祉事業課 |
| 50 | 4-16 福祉型障害児入所施設入所定員(人) | 278 | 288 | 288 | 288 | 障害福祉事業課 |
| 51 | 4-17 医療型障害児入所施設入所定員(人) | 582 | 582 | 582 | 582 | 障害福祉事業課 |
| 52 | 4-18 幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている児童等の割合(%) | 96.6 | 97.4 | 97.8 | 98.2 | 特別支援教育課 |
| 53 | 4-19 幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童等の割合(%) | 92.9 | 95.3 | 96.5 | 97.7 | 特別支援教育課 |
| 54 | 4-20 特別支援教育に関する教員研修受講率(%) | - | 90 | 90 | 90 | 特別支援教育課 |
| 55 | 4-21 特別支援教育に関する校内委員会の設置率(%) | 100 | 100 | 100 | 100 | 特別支援教育課 |
| 56 | 4-22 特別支援教育コーディネーターの指名率(%) | 100 | 100 | 100 | 100 | 特別支援教育課 |
| 57 | 4-23 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率(%) | 87.7 | 90.6 | 92.1 | 93.5 | 特別支援教育課 |
| 58 | 4-24 特別支援学校のセンター的機能を主として担当する分掌・組織の設置率(%) | 100 | 100 | 100 | 100 | 特別支援教育課 |
| 5 障害のある人の相談支援体制の充実 | | | | | | |
| 59 | 5-1 計画相談支援従事者数 | 830 | 900 | 950 | 1,000 | 障害福祉事業課 |
| 60 | 5-2 特定相談支援事業所所在市町村数 | 46 | - | - | 54 | 障害福祉事業課 |
| 61 | 5-3 一般相談支援事業所所在市町村数 | 36 | - | - | 54 | 障害福祉事業課 |
| 62 | 5-4 千葉県相談支援アドバイザー派遣事業 | | | | | 障害福祉事業課 |
| | アドバイザー配置数 | 32 | 36 | 38 | 40 | 障害福祉事業課 |
| | アドバイザー派遣件数 | 4 | 12 | 12 | 12 | 障害福祉事業課 |
| 63 | 5-5 基幹相談支援センター設置市町村数 | 16 | - | - | 44 | 障害福祉事業課 |
| 64 | 5-6 発達障害者支援センター相談件数(地域相談支援機関での相談を含む) | 9,863 | - | - | 12,000 | 障害福祉事業課 |
| 65 | 5-7 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの助言件数 | 294 | - | - | 400 | 障害福祉事業課 |
| 66 | 5-8 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの研修、啓発件数 | 271 | - | - | 400 | 障害福祉事業課 |
| 67 | 5-9 発達障害者支援地域協議会の開催回数 | - | 3 | 3 | 3 | 障害福祉事業課 |
| 68 | 5-10 計画相談支援従事者数(再掲) | 830 | 900 | 950 | 1,000 | 障害福祉事業課 |
| 69 | 5-11 相談支援専門員の養成数 | 365 | 600 | 600 | 600 | 障害福祉事業課 |
| 70 | 5-12 相談支援専門コース別研修事業 | | | | | 障害福祉事業課 |
| | 受講者数 | 222 | 500 | 500 | 500 | 障害福祉事業課 |
| | 研修開催回数 | 5 | 6 | 6 | 6 | 障害福祉事業課 |
| 71 | 5-13 医療的ケアの必要な子ども等への相談支援研修の受講者数 | 53 | 80 | 80 | 80 | 障害福祉事業課 |

| No. | 項目 | | 28年度 実績 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 担当課 |
|----------------------------------|------|--|--------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実 | | | | | | | |
| 72 | 6-1 | 福祉施設利用者の一般就労への移行実績(人) | 736 | 925 | 1,020 | 1,110 | 障害福祉事業課 |
| 73 | 6-2 | 就労移行支援事業の利用者数(人) | 1,686 | 1,860 | 1,945 | 2,025 | 障害福祉事業課 |
| 74 | 6-3 | 就労移行率が30%以上の就労移行支援事業者数の割合(%) | 47 | 50 | 50 | 50 | 障害福祉事業課 |
| 75 | 6-4 | 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数(人) | 723 | 905 | 995 | 1,085 | 障害福祉事業課 |
| 76 | 6-5 | 職場定着率(%) | — | — | 80 | 80 | 障害福祉事業課 |
| 77 | 6-6 | 就労定着支援の利用者(人) | — | 470 | 662 | 813 | 障害福祉事業課 |
| 78 | 6-7 | 障害者高等技術専門校の就職率(%) | 84 | 80 | 80 | 80 | 産業人材課 |
| 79 | 6-8 | 委託訓練事業の受講者数(人) | 162 | 200 | 200 | 200 | 産業人材課 |
| 80 | 6-9 | 福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数(人) | 420 | 470 | 500 | 530 | 障害福祉事業課 |
| 81 | 6-10 | 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数(人) | 380 | 425 | 450 | 475 | 障害福祉事業課 |
| 82 | 6-11 | 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数(人) | 490 | 550 | 585 | 620 | 障害福祉事業課 |
| 83 | 6-12 | 従業員45.5人以上規模の企業で雇用される障害のある人の数(人) | 9,277 ※50人以上 規模の企業 | 10,200 | 10,450 | 10,700 | 産業人材課 |
| 84 | 6-13 | 従業員45.5人以上規模の企業で雇用される精神障害のある人の数(人) | 936.5 ※50人以上 規模の企業 | 1,350 | 1,540 | 1,730 | 産業人材課 |
| 85 | 6-14 | 障害者雇用率を達成した公的機関の割合(%) | 82.6 | 100 | 100 | 100 | 産業人材課 |
| 86 | 6-15 | 障害者就業・生活支援センター登録者の就職件数(件) | 686 | 745 | 775 | 805 | 障害福祉事業課 |
| 87 | 6-16 | 障害者就業・生活支援センター登録者のうち精神障害者の就職者の職場定着率(%) | 71.5 | 72.7 | 73.3 | 73.9 | 障害福祉事業課 |
| 88 | 6-17 | 企業支援員の支援企業数(社) | 4,877 | 6,000 | 6,600 | 7,200 | 産業人材課 |
| 89 | 6-18 | 従業員45.5人以上規模の企業で雇用される障害のある人の数【再掲】(人) | 9,277 ※50人以上 規模の企業 | 10,200 | 10,450 | 10,700 | 産業人材課 |
| 90 | 6-19 | 従業員45.5人以上規模の企業で雇用される精神障害のある人の数【再掲】(人) | 936.5 ※50人以上 規模の企業 | 1,350 | 1,540 | 1,730 | 産業人材課 |
| 91 | 6-20 | ネットワーク構築のための会議を開催した圏域数(箇所) | 16 | 16 | 16 | 16 | 障害福祉事業課 |
| 92 | 6-21 | 就労継続支援B型事業所の平均工賃月額(円) | 13,769 | 15,000 | 16,000 | 17,000 | 障害福祉事業課 |
| 93 | 6-22 | 就労継続支援A型事業所が条例の基準を満たしている割合(%) | — | — | — | 100 | 障害福祉事業課 |
| 94 | 6-23 | 県内官公需実績(県及び市町村) | | | | | 障害福祉事業課 |
| | | 県 | | | | | |
| | | 発注件数(件) | 298 | 450 | 525 | 600 | 障害福祉事業課 |
| | | 発注金額(千円) | 20,175 | 24,600 | 26,800 | 29,000 | 障害福祉事業課 |
| | | 市町村 | | | | | |
| | | 発注件数(件) | 790 | 870 | 910 | 950 | 障害福祉事業課 |
| | | 発注金額(千円) | 126,963 | 149,000 | 160,000 | 171,000 | 障害福祉事業課 |

| No. | 項目 | 28年度 実績 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 担当課 |
|--------------------------------|--|------------|-------|-------|--------|----------|
| 7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実 | | | | | | |
| 95 | 7-1 発達障害者支援地域協議会の開催回数(再掲) | — | 3 | 3 | 3 | 障害福祉事業課 |
| 96 | 7-2 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数見込数(件)(再掲) | 294 | — | — | 400 | 障害福祉事業課 |
| 97 | 7-3 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数見込数 | 271 | — | — | 400 | 障害福祉事業課 |
| 98 | 7-4 発達障害者支援センター運営事業 | | | | | 障害福祉事業課 |
| | 実施見込箇所数(箇所) | 2 | 2 | 2 | 2 | 障害福祉事業課 |
| | 実利用見込者数(人) | 1,119 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 障害福祉事業課 |
| | 研修等受講者数(人) | 6,080 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 障害福祉事業課 |
| | 相談件数(地域相談支援機関での対応を含む)(再掲) | 9,863 | — | — | 12,000 | 障害福祉事業課 |
| 99 | 7-5 高次脳支援拠点機関数 | 3 | 3 | 4 | 4 | 障害者福祉推進課 |
| 100 | 7-6 医療的ケアが行える短期入所事業者数(箇所) | 12 | 13 | 14 | 15 | 障害福祉事業課 |
| 101 | 7-7 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数(箇所)(再掲) | 24 | — | — | 30 | 障害福祉事業課 |
| 102 | 7-8 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数(箇所)(再掲) | 25 | — | — | 31 | 障害福祉事業課 |
| 103 | 7-9 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数(箇所)(再掲) | 3 | 30 | 30 | 30 | 障害福祉事業課 |
| 104 | 7-10 障害児等療育支援事業実施見込み箇所数(箇所)(再掲) | 56 | 50 | 50 | 50 | 障害福祉事業課 |
| 105 | 7-11 「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」受講者数(累計)(人)(再掲) | 48 | 80 | 96 | 112 | 障害福祉事業課 |
| 106 | 7-12 アウトリーチ型の訪問件数 | 12 | 20 | 30 | 30 | 障害福祉事業課 |

| No. | 項目 | 28年度 実績 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 担当課 |
|--------------------------|---|------------|--------------|--------------|--------------|----------|
| 8 様々な視点から取り組むべき事項 | | | | | | |
| 107 | 8-1 重度訪問介護従事者の養成(強度行動障害を除く) | | | | | 障害福祉事業課 |
| | 養成人数(人) | 8 | 20 | 20 | 20 | 障害福祉事業課 |
| | 研修回数(回) | 6 | 4 | 4 | 4 | 障害福祉事業課 |
| 108 | 8-2 同行援護従事者の養成 | | | | | 障害福祉事業課 |
| | 養成人数(人) | 555 | 500 | 500 | 500 | 障害福祉事業課 |
| | 研修回数(回) | 30 | 25 | 25 | 25 | 障害福祉事業課 |
| 109 | 8-3 強度行動障害支援者の養成 | | | | | 障害福祉事業課 |
| | 養成人数(人) | 1,422 | 500 | 500 | 500 | 障害福祉事業課 |
| | 研修回数(回) | 6 | 4 | 4 | 4 | 障害福祉事業課 |
| 110 | 8-4 ガイドヘルパーの養成 | | | | | 障害福祉事業課 |
| | 養成人数(人) | 131 | 200 | 200 | 200 | 障害福祉事業課 |
| | 研修回数(回) | 11 | 15 | 15 | 15 | 障害福祉事業課 |
| 111 | 8-5 サービス管理責任者の養成(児童発達支援管理責任者も含む) | | | | | 障害福祉事業課 |
| | 養成人数(人) | 720 | 740 | 750 | 760 | 障害福祉事業課 |
| | 研修回数(回) | 1 | 1 | 1 | 1 | 障害福祉事業課 |
| 112 | 8-6 医師及び看護師の確保定着 | | | | | 医療整備課 |
| | 医師修学資金の貸付を受けた医師数 | 16 | 25 | 25 | 35 | 医療整備課 |
| | 養成所卒業生の県内就業率(%) | 67.3 | - | - | 増加を 目指します | 医療整備課 |
| | 看護職員の離職率(%) | 11.7 | - | - | 低下を 目指します | 医療整備課 |
| 113 | 8-7 福祉・介護人材確保対策事業の事業数 | 132 | 150 | 150 | 150 | 保険指導課 |
| 114 | 8-8 障害者支援施設及び障害児入所施設の歯科健診実施率(%) | 98 | 98 | 99 | 100 | 障害福祉事業課 |
| 115 | 8-9 障害者スポーツ指導員の養成者数 | 35 | 80 | 80 | 80 | 障害者福祉推進課 |
| 116 | 8-10 障害者スポーツの指導者数 | 628 | 増加を 目指します | 増加を 目指します | 増加を 目指します | 障害者福祉推進課 |
| 117 | 8-11 障害者駐車場が整備されている県立公園 | | | | | 公園緑地課 |
| | 公園数 | 13 | 13 | 13 | 13 | 公園緑地課 |
| | 整備率(%) | 93 | 93 | 93 | 93 | 公園緑地課 |
| 118 | 8-12 多機能トイレが整備されている県立公園 | | | | | 公園緑地課 |
| | 公園数 | 12 | 12 | 12 | 13 | 公園緑地課 |
| | 整備率(%) | 80 | 80 | 80 | 87 | 公園緑地課 |
| 119 | 8-13 主要駅エレベーター・エスカレーターの整備率(%) | 94.9 | 96 | 98 | 100 | 交通計画課 |
| 120 | 8-14 乗合バス車両のノンステップバスの導入率(%) | 54.7 | 62.4 | 66.2 | 70 | 交通計画課 |
| 121 | 8-15 県営住宅のうちバリアフリー化された住宅数 | 4,508 | 4,598 | 4,706 | 4,796 | 住宅課 |
| 122 | 8-16 障害者等の住宅確保要配慮者向け住宅登録戸数 | — | 増加を 目指します | 増加を 目指します | 増加を 目指します | 住宅課 |
| 123 | 8-17 タクシー車両のうち、福祉タクシーの導入台数 | — | 220 | 330 | 440 | 健康福祉指導課 |
| 124 | 8-18 居住支援協議会を自ら設置し、又はこれに参画する市町村の割合(%) | 37 | 増加を 目指します | 増加を 目指します | 増加を 目指します | 住宅課 |
| 125 | 8-19 一定の旅客施設のバリアフリー化段階解消(%) | 94.9 | 96 | 98 | 100 | 交通計画課 |
| 126 | 8-20 避難行動要支援者名簿に基づく個別計画策定着手市町村数 | 28 | 41 | 47 | 54 | 防災政策課 |
| 127 | 8-21 聴覚・言語機能障害者がスマートフォン等を用いて円滑に119番通報できるシステムを導入している消防本部の割合(%) | 26 | 50 | 75 | 100 | 消防課 |
| 128 | 8-22 日常生活自立支援事業利用者数(再掲) | 1,159 | 1,220 | 1,250 | 1,280 | 健康福祉指導課 |
| 129 | 8-23 要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率(%) | 40.5 | 41.7 | 41.7 | 41.7 | 河川整備課 |

第六次千葉県障害者計画 取組みの方向性担当課一覧

1 入所施設等から地域生活への移行の推進

| 取組みの方向性 番号 | 部局庁 | 担当課 |
|--------------------------------------|-------|----------|
| (1) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備 | | |
| 1-(1)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 1-(1)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 1-(1)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 1-(1)-④ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 1-(1)-⑤ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 1-(1)-⑥ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| (2) 日中活動の場の充実 | | |
| 1-(2)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 1-(2)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 1-(2)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| (3) 地域生活を推進するための在宅サービスの充実 | | |
| 1-(3)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 1-(3)-② | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 1-(3)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 1-(3)-③ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 1-(3)-④ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 1-(3)-④ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 1-(3)-⑤ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 1-(3)-⑤ | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| 1-(3)-⑤ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 1-(3)-⑥ | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| 1-(3)-⑦ | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| (4) 重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進 | | |
| 1-(4)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 1-(4)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 1-(4)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| (5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用 | | |
| 1-(5)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 1-(5)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 1-(5)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 1-(5)-④ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| (6) 県立施設のあり方 | | |
| ○千葉県袖ヶ浦福祉センター | | |
| 1-(6)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 1-(6)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 1-(6)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| ○千葉県千葉リハビリテーションセンター | | |
| 1-(6)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 1-(6)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 1-(6)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |

2 精神障害のある人の地域生活の推進

| | | |
|------------------------------------|-------|----------|
| (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | | |
| 2-(1)-① | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 2-(1)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 2-(1)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 2-(1)-④ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 2-(1)-⑤ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 2-(1)-⑥ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |

| 取組みの方向性 番号 | 部局庁 | 担当課 |
|------------|-------|----------|
| 2-(1)-⑥ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 2-(1)-⑦ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 2-(1)-⑦ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 2-(1)-⑧ | 国土整備部 | 住宅課 |
| 2-(1)-⑨ | 国土整備部 | 住宅課 |
| 2-(1)-⑩ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 2-(1)-⑪ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 2-(1)-⑪ | 商工労働部 | 産業人材課 |
| 2-(1)-⑫ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 2-(1)-⑬ | 国土整備部 | 障害者福祉推進課 |
| 2-(1)-⑭ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 2-(1)-⑮ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 2-(1)-⑯ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 2-(1)-⑰ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 2-(1)-⑱ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 2-(1)-⑲ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 2-(1)-⑳ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 2-(2)-① | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 2-(2)-② | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |

3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

| | | |
|---------------------|-------|----------------|
| (1) 障害のある人への理解の促進 | | |
| 3-(1)-① | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(1)-① | 健康福祉部 | 健康福祉政策課 |
| 3-(1)-② | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(1)-③ | 環境生活部 | 開催準備課 |
| 3-(1)-③ | 環境生活部 | 事前キャンプ・大会競技支援課 |
| 3-(1)-③ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(1)-③ | 教育庁 | 教育政策課 |
| 3-(1)-④ | 環境生活部 | 県民生活・文化課 |
| 3-(1)-⑤ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(1)-⑥ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(1)-⑦ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| (2) 子どもたちへの福祉教育の推進 | | |
| 3-(2)-① | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| 3-(2)-② | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| 3-(2)-③ | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 3-(2)-④ | 教育庁 | 児童生徒課 |
| 3-(2)-⑤ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| (3) 地域における権利擁護体制の構築 | | |
| 3-(3)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 3-(3)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 3-(3)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 3-(3)-④ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 3-(3)-⑤ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 3-(3)-⑥ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 3-(3)-⑦ | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| 3-(3)-⑧ | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| 3-(3)-⑨ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(3)-⑩ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| (4) 地域における相談支援体制の充実 | | |
| 3-(4)-① | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(4)-② | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |

| 取組みの方向性 番号 | 部局庁 | 担当課 |
|-----------------------------------|---------|----------|
| 3-(4)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 3-(4)-④ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 3-(4)-⑤ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(4)-⑥ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| (5) 手話通訳等の人材育成 | | |
| 3-(5)-① | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(5)-② | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(5)-③ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(5)-④ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(5)-⑤ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| (6) 情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発の促進 | | |
| 3-(6)-① | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(6)-② | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(6)-③ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(6)-④ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(6)-⑤ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(6)-⑥ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(6)-⑦ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(6)-⑧ | 防災危機管理部 | 危機管理課 |
| 3-(6)-⑨ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(6)-⑩ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(6)-⑪ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(6)-⑫ | 総務部 | 市町村課 |
| 3-(6)-⑬ | 総合企画部 | 報道広報課 |

4 障害のある子どもの療育支援体制の充実

| | | |
|---------------------------------------|-------|---------|
| (1) 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実 | | |
| 4-(1)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 4-(1)-① | 健康福祉部 | 児童家庭課 |
| 4-(1)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 4-(1)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 4-(1)-④ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| (2) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化 | | |
| 4-(2)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 4-(2)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 4-(2)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 4-(2)-③ | 健康福祉部 | 健康福祉政策課 |
| 4-(2)-④ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 4-(2)-⑤ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 4-(2)-⑥ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| (3) 地域における相談支援体制の充実 | | |
| 4-(3)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 4-(3)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 4-(3)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 4-(3)-④ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| (4) 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実 | | |
| 4-(4)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 4-(4)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 4-(4)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 4-(4)-④ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 4-(4)-⑤ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 4-(4)-⑥ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 4-(4)-⑦ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |

| 取組みの方向性 番号 | 部局庁 | 担当課 |
|--------------------------------------|-------|---------|
| 4-(4)-⑧ | 健康福祉部 | 子育て支援課 |
| (5) 障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実 | | |
| 4-(5)-① | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 4-(5)-② | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 4-(5)-③ | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 4-(5)-④ | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 4-(5)-⑤ | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 4-(5)-⑥ | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 4-(5)-⑦ | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 4-(5)-⑧ | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 4-(5)-⑨ | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 4-(5)-⑩ | 教育庁 | 児童生徒課 |
| 4-(5)-⑪ | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 4-(5)-⑫ | 教育庁 | 学習指導課 |
| 4-(5)-⑬ | 教育庁 | 財務施設課 |
| 4-(5)-⑭ | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 4-(5)-⑮ | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 4-(5)-⑯ | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 4-(5)-⑰ | 健康福祉部 | 子育て支援課 |
| 4-(5)-⑱ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |

5 障害のある人の相談支援体制の充実

| | | |
|----------------------------|-------|----------|
| (1) 地域における相談支援体制の充実 | | |
| 5-(1)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 5-(1)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 5-(1)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 5-(1)-④ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 5-(1)-⑤ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 5-(1)-⑥ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 5-(1)-⑦ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 5-(1)-⑧ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 5-(1)-⑨ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 5-(1)-⑩ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 5-(1)-⑪ | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| 5-(1)-⑫ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| (2) 地域における相談支援従事者研修の充実 | | |
| 5-(2)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 5-(2)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 5-(2)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 5-(2)-④ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| (3) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化 | | |
| 5-(3)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 5-(3)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 5-(3)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 5-(3)-④ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |

6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実

| | | |
|--------------------|-------|---------|
| (1) 就労支援・定着支援の体制強化 | | |
| 6-(1)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 6-(1)-① | 商工労働部 | 産業人材課 |
| 6-(1)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 6-(1)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |

| 取組みの方向性 番号 | 部局庁 | 担当課 |
|---|-------|---------|
| 6-(1)-④ | 商工労働部 | 産業人材課 |
| 6-(1)-⑤ | 総務部 | 総務課 |
| 6-(1)-⑤ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| (2) 障害者就業・生活支援センターの運営強化 | | |
| 6-(2)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 6-(2)-① | 商工労働部 | 産業人材課 |
| 6-(2)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| (3) 障害のある人を雇用する企業等への支援 | | |
| 6-(3)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 6-(3)-① | 商工労働部 | 産業人材課 |
| 6-(3)-② | 商工労働部 | 産業人材課 |
| (4) 支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化 | | |
| 6-(4)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 6-(4)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| (5) 福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進 | | |
| 6-(5)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 6-(5)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 6-(5)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 6-(5)-④ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 6-(5)-⑤ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| (6) 障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援 | | |
| 6-(6)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |

7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実

| | | |
|-----------------------------------|-------|----------|
| (1) 地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進 | | |
| 7-(1)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 7-(1)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 7-(1)-③ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| (2) 通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進 | | |
| 7-(2)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 7-(2)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| (3) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化 | | |
| 7-(3)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 7-(3)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 7-(3)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 7-(3)-③ | 健康福祉部 | 健康福祉政策課 |
| 7-(3)-④ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 7-(3)-⑤ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 7-(3)-⑥ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| (4) 重度・重複障害者等の負担軽減の推進 | | |
| 7-(4)-① | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| (5) 重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進 | | |
| 7-(5)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 7-(5)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 7-(5)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 7-(5)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 7-(5)-④ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 7-(5)-⑤ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 7-(5)-⑥ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 7-(5)-⑦ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 7-(5)-⑧ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 7-(5)-⑧ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |

| 取組みの方向性 番号 | 部局庁 | 担当課 |
|--------------------------|-------|----------|
| (6) ひきこもりに関する支援の推進 | | |
| 7-(6)-① | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 7-(6)-② | 環境生活部 | 県民生活・文化課 |
| 7-(6)-③ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| (7) 矯正施設からの出所者等に対する支援の推進 | | |
| 7-(7)-① | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| 8 様々な視点から取り組むべき事項 | | |
| (1) 人材の確保・定着 | | |
| 8-(1)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 8-(1)-① | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| 8-(1)-② | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| 8-(1)-③ | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| 8-(1)-④ | 健康福祉部 | 医療整備課 |
| 8-(1)-⑤ | 健康福祉部 | 健康づくり支援課 |
| 8-(1)-⑥ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| (2) 高齢期に向けた支援 | | |
| 8-(2)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 8-(2)-① | 健康福祉部 | 高齢者福祉課 |
| 8-(2)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 8-(2)-② | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(2)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 8-(2)-③ | 健康福祉部 | 高齢者福祉課 |
| 8-(2)-④ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 8-(2)-⑤ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| (3) 保健と医療に関する支援 | | |
| 8-(3)-① | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(3)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 8-(3)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 8-(3)-③ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 8-(3)-④ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(3)-⑤ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(3)-⑥ | 健康福祉部 | 疾病対策課 |
| 8-(3)-⑦ | 健康福祉部 | 疾病対策課 |
| 8-(3)-⑧ | 健康福祉部 | 疾病対策課 |
| 8-(3)-⑨ | 健康福祉部 | 疾病対策課 |
| 8-(3)-⑩ | 健康福祉部 | 疾病対策課 |
| 8-(3)-⑪ | 健康福祉部 | 医療整備課 |
| 8-(3)-⑫ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 8-(3)-⑬ | 健康福祉部 | 健康づくり支援課 |
| 8-(3)-⑭ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(3)-⑮ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(3)-⑯ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(3)-⑰ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 8-(3)-⑱ | 健康福祉部 | 健康づくり支援課 |
| (4) スポーツと文化活動に対する支援 | | |
| 8-(4)-① | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(4)-① | 教育庁 | 体育課 |
| 8-(4)-② | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(4)-② | 教育庁 | 体育課 |
| 8-(4)-③ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(4)-③ | 教育庁 | 体育課 |
| 8-(4)-④ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(4)-⑤ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |

| 取組みの方向性 番号 | 部局庁 | 担当課 |
|----------------------------|---------|----------------|
| 8-(4)-⑤ | 教育庁 | 体育課 |
| 8-(4)-⑥ | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 8-(4)-⑦ | 環境生活部 | 開催準備課 |
| 8-(4)-⑦ | 環境生活部 | 事前キャンプ・大会競技支援課 |
| 8-(4)-⑧ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(4)-⑨ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(4)-⑨ | 教育庁 | 生涯学習課 |
| 8-(4)-⑩ | 環境生活部 | 県民生活・文化課 |
| 8-(4)-⑩ | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 8-(4)-⑪ | 教育庁 | 文化財課 |
| 8-(4)-⑫ | 教育庁 | 生涯学習課 |
| 8-(4)-⑬ | 教育庁 | 生涯学習課 |
| 8-(4)-⑭ | 教育庁 | 生涯学習課 |
| 8-(4)-⑮ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| (5) 住まいとまちづくりに関する支援 | | |
| ○公共施設等のバリアフリー化 | | |
| 8-(5)-公-① | 総務部 | 資産経営課 |
| 8-(5)-公-① | 総務部 | 管財課 |
| 8-(5)-公-① | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| 8-(5)-公-① | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(5)-公-① | 県土整備部 | 建築指導課 |
| 8-(5)-公-① | 県土整備部 | 公園緑地課 |
| 8-(5)-公-① | 教育庁 | 教育施設課 |
| 8-(5)-公-① | 教育庁 | 体育課 |
| 8-(5)-公-② | 県土整備部 | 建築指導課 |
| 8-(5)-公-② | 総合企画部 | 総合企画部交通計画課 |
| 8-(5)-公-② | 県土整備部 | 県土整備部都市計画課 |
| 8-(5)-公-③ | 総合企画部 | 総合企画部交通計画課 |
| 8-(5)-公-③ | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| 8-(5)-公-④ | 警察本部 | 交通規制課 |
| 8-(5)-公-⑤ | 県土整備部 | 道路環境課 |
| 8-(5)-公-⑤ | 県土整備部 | 道路整備課 |
| 8-(5)-公-⑥ | 警察本部 | 交通規制課 |
| 8-(5)-公-⑦ | 県土整備部 | 河川整備課 |
| ○住まいのバリアフリー化 | | |
| 8-(5)-住-① | 県土整備部 | 住宅課 |
| 8-(5)-住-② | 県土整備部 | 住宅課 |
| ○こころのバリアフリー化 | | |
| 8-(5)-こ-① | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(5)-こ-② | 総務部 | 総務課 |
| 8-(5)-こ-② | 総合企画部 | 交通計画課 |
| 8-(5)-こ-③ | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| ○公営住宅の供給と民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進 | | |
| 8-(5)-入-① | 県土整備部 | 住宅課 |
| 8-(5)-入-② | 県土整備部 | 住宅課 |
| ○公共交通機関等の利用の促進 | | |
| 8-(5)-交-① | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| (6) 暮らしの安全・安心に関する支援 | | |
| 8-(6)-① | 防災危機管理部 | 防災政策課 |
| 8-(6)-② | 防災危機管理部 | 防災政策課 |
| 8-(6)-② | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 8-(6)-② | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |

| 取組みの方向性 番号 | 部局庁 | 担当課 |
|--|---------|----------|
| 8-(6)-③ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(6)-④ | 防災危機管理部 | 危機管理課 |
| 8-(6)-④ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(6)-⑤ | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 8-(6)-⑥ | 健康福祉部 | 医療整備課 |
| 8-(6)-⑥ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(6)-⑦ | 健康福祉部 | 健康福祉政策課 |
| 8-(6)-⑦ | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| 8-(6)-⑦ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 8-(6)-⑦ | 防災危機管理部 | 防災政策課 |
| 8-(6)-⑦ | 県土整備部 | 河川環境課 |
| 8-(6)-⑧ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 8-(6)-⑧ | 防災危機管理部 | 消防課 |
| 8-(6)-⑨ | 県土整備部 | 河川整備課 |
| 8-(6)-⑩ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(6)-⑩ | 警察本部 | 警務部教養課 |
| 8-(6)-⑩ | 警察本部 | 地域部通信指令課 |
| 8-(6)-⑪ | 警察本部 | 県警警務部警務課 |
| 8-(6)-⑪ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 8-(6)-⑫ | 警察本部 | 県警警務部警務課 |
| 8-(6)-⑫ | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |
| 8-(6)-⑬ | 防災危機管理部 | 消防課 |
| 8-(6)-⑭ | 防災危機管理部 | 消防課 |
| 8-(6)-⑮ | 警察本部 | 教養課 |
| 8-(6)-⑯ | 警察本部 | 警務課 |
| 8-(6)-⑰ | 環境生活部 | くらし安全推進課 |
| 8-(6)-⑰ | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 8-(6)-⑰ | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| (7) 障害のある人に関するマーク・標識の周知 | | |
| 8-(7)-① | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(7)-② | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| (8) 東京2020オリンピック・パラリンピックを通じた共生社会の実現に寄与する様々な取組み | | |
| 柱1 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進 | | |
| (1) 障害のある人の差別の解消・理解促進 | | |
| 2 精神障害のある人の地域生活の推進 | | |
| (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | | |
| 2-(1)-⑰ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進 | | |
| (1) 障害のある人への理解の促進 | | |
| 3-(1)-① | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(1)-① | 健康福祉部 | 健康福祉政策課 |
| 3-(1)-② | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(1)-④ | 環境生活部 | 県民生活・文化課 |
| 3-(1)-④ | 教育庁 | 生涯学習課 |
| 3-(1)-⑤ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(1)-⑥ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(1)-⑦ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実 | | |
| (3) 障害のある人を雇用する企業等への支援 | | |
| 6-(3)-① | 商工労働部 | 産業人材課 |
| 6-(3)-① | 健康福祉部 | 障害福祉事業課 |

| 取組みの方向性 番号 | 部局庁 | 担当課 |
|--|-------|----------------|
| 6-(3)-② | 商工労働部 | 産業人材課 |
| 8 様々な視点から取り組むべき事項 (4) スポーツと文化活動に対する支援 | | |
| 8-(4)-④ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| (2) 障害のある人とのコミュニケーションの促進 | | |
| 3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進 (5) 手話通訳等の人材育成 | | |
| 3-(5)-② | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(5)-③ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| (6) 情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発の促進 | | |
| 3-(6)-① | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(6)-② | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(6)-③ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(6)-④ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(6)-⑩ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8 様々な視点から取り組むべき事項 (7) 障害のある人に関するマーク・標識の周知 | | |
| 8-(7)-② | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| (3) 学校教育を通じた障害のある人の理解促進 | | |
| 3 障害のある人の理解を広げ権利を擁護する取組の推進 (1) 障害のある人への理解の促進促進 | | |
| 3-(1)-③ | 環境生活部 | 開催準備課 |
| 3-(1)-③ | 環境生活部 | 事前キャンプ・大会競技支援課 |
| 3-(1)-③ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(1)-③ | 教育庁 | 教育政策課 |
| (2) 子どもたちへの福祉教育の推進 | | |
| 3-(2)-① | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| 3-(2)-③ | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 3-(2)-④ | 教育庁 | 児童生徒課 |
| 4 障害のある子どもの療育支援体制の充実 (5) 障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実 | | |
| 4-(5)-⑤ | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 8 様々な視点から取り組むべき事項 (4) スポーツと文化活動に対する支援 | | |
| 8-(4)-④ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(4)-⑨ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(4)-⑨ | 教育庁 | 生涯学習課 |
| 柱2 障害者スポーツ・芸術を通じた障害のある人の理解促進 (1) 障害者スポーツの普及活動の強化 | | |
| 3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進 (1) 障害のある人への理解の促進 | | |
| 3-(1)-③ | 環境生活部 | 開催準備課 |
| 3-(1)-③ | 環境生活部 | 事前キャンプ・大会競技支援課 |
| 3-(1)-③ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 3-(1)-③ | 教育庁 | 教育政策課 |
| 8 様々な視点から取り組むべき事項 (4) スポーツと文化活動に対する支援 | | |
| 8-(4)-③ | 教育庁 | 体育課 |
| 8-(4)-④ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(4)-⑤ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(4)-⑤ | 教育庁 | 体育課 |

| 取組みの方向性 番号 | 部局庁 | 担当課 |
|------------------------------|-------|------------|
| 8-(4)-⑥ | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 8-(4)-⑧ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| (2) 障害者スポーツ選手の技術力の向上 | | |
| 8 様々な視点から取り組むべき事項 | | |
| (4) スポーツと文化活動に対する支援 | | |
| 8-(4)-① | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(4)-① | 教育庁 | 体育課 |
| 8-(4)-④ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| (3) 障害のある人の文化活動の推進 | | |
| 8 様々な視点から取り組むべき事項 | | |
| (4) スポーツと文化活動に対する支援 | | |
| 8-(4)-⑨ | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(4)-⑨ | 教育庁 | 生涯学習課 |
| 8-(4)-⑩ | 環境生活部 | 県民生活・文化課 |
| 8-(4)-⑩ | 教育庁 | 特別支援教育課 |
| 柱3 公共施設等のソフト・ハードのバリアフリー化の促進 | | |
| (1) 障害のある人がスポーツを楽しめる場の整備 | | |
| 8 様々な視点から取り組むべき事項 | | |
| (4) スポーツと文化活動に対する支援 | | |
| 8-(4)-② | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(4)-② | 教育庁 | 体育課 |
| 8 様々な視点から取り組むべき事項 | | |
| (5) 住まいとまちづくりに関する支援 | | |
| ○公共施設等のバリアフリー化 | | |
| 8-(5)-公-① | 総務部 | 資産経営課 |
| 8-(5)-公-① | 総合企画部 | 管財課 |
| 8-(5)-公-① | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| 8-(5)-公-① | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(5)-公-① | 県土整備部 | 建築指導課 |
| 8-(5)-公-① | 県土整備部 | 公園緑地課 |
| 8-(5)-公-① | 教育庁 | 教育施設課 |
| 8-(5)-公-① | 教育庁 | 体育課 |
| (2) 障害のある人も暮らしやすいまちづくりに関する支援 | | |
| ○公共施設等のバリアフリー化 | | |
| 8-(5)-公-① | 総務部 | 資産経営課 |
| 8-(5)-公-① | 総合企画部 | 管財課 |
| 8-(5)-公-① | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| 8-(5)-公-① | 健康福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 8-(5)-公-① | 県土整備部 | 建築指導課 |
| 8-(5)-公-① | 県土整備部 | 公園緑地課 |
| 8-(5)-公-① | 教育庁 | 教育施設課 |
| 8-(5)-公-① | 教育庁 | 体育課 |
| 8-(5)-公-③ | 総合企画部 | 総合企画部交通計画課 |
| 8-(5)-公-③ | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| ○こころのバリアフリー化 | | |
| 8-(5)-こ-② | 総務部 | 総務課 |
| 8-(5)-こ-② | 総合企画部 | 交通計画課 |

用語の説明

【英語】

ADL (Activities of Daily Living)

日常生活動作。食事や排泄、移動、入浴等の日常生活を営むための基本的な動作。

DMAT (Disaster Medical Assistance Team)

災害派遣医療チームの略称。災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。

DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)

災害派遣精神医療チームの略称。災害発生時、被災地においては精神保健医療機能が低下し、また災害ストレスにより新たな精神的問題が生じるなど、精神保健医療への需要が拡大する。DPAT は、このような被災地において精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うため、専門的な研修・訓練を受けている。

FAX110番

聴覚に障害のある人のために設置されている警察へのファックス番号となり、電話ではなくファックスで用件を伝えることができる。

FAX119番

聴覚や言語に障害のある人など、音声(言葉)での通報が困難な場合に、ファックスで119番通報(火災の通報や救急車の要請など)ができる。

ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術の略。

Net119

聴覚や言語機能に障害のある人が、スマートフォン等により、音声によらず119番通報をするシステム。

後述「Web119」の通報場所特定機能やチャット機能等を向上させたもの。

NICU (Neonatal Intensive Care Unit)

→新生児(特定)集中治療室の項参照。

ORT(Orthoptist)

→視能訓練士の項参照。

OT (Occupational Therapist)

→作業療法士の項参照。

PT (Physical Therapist)

→理学療法士の項参照。

ST (Speech Therapist)

→言語聴覚士の項参照。

Web119

聴覚や言語機能に障害のある人が、スマートフォン等により、音声によらず119番通報をするシステム。

【50音】

〔あ行〕

アウトリーチ

医療・福祉関係者が直接出向いて心理的ケアとともに必要とされる支援に取り組むこと。

アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

アスペルガー症候群

→発達障害の項参照

アセスメント

福祉利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、支援活動に先だって行われる一連の手続き。

意思疎通支援

障害のある人とない人との意思疎通の支援。聴覚障害のある人との手話通訳や要約筆記、盲ろう者との触手話や指点字、視覚障害のある人との代読や代筆、知的障害や発達障害のある人、重度の身体障害のある人とのコミュニケーションボードによる意思の伝達などが挙げられる。

意思疎通支援事業

障害のある人とない人の意思疎通を支援する事業。

平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」において、意思疎通の支援を行う者の派遣や養成等を行う制度として「意思疎通支援」を規定している。

委託訓練事業

障害のある人が身近な地域で、就労に必要な知識・技能を習得できるよう、県が企業や社会福祉法人等に公共職業訓練の実施を委託する事業。

1歳6か月児健診

母子保健法に基づき、満1歳6か月を超え2歳に達しない幼児を対象に市町村が実施する健康診査のこと。身体の発育、精神発達、社会的発達(対人関係等)の成長発達を把握するとともに、障害の早期発見を行い適切な支援につなげるとともに、虫歯予防、栄養、生活習慣、育児などの相談・指導を行い、健康の保持増進と育児支援を目的に実施されている。

一般就労

雇用契約を結んで企業へ就職する通常の雇用形態を指す。一般就労では労働基準法や最低賃金法が適用される。

インクルージョン

障害者権利条約においては「包容」と訳される。なお、同条約では障害のある人の「社会への完全かつ効果的な参加及び包容」を一般原則として掲げている。

オストメイト

病気や事故等により、お腹に排泄のためのストーマ(人工肛門・人工膀胱)を造設した人のこと。

[か行]

介護支援専門員

介護保険法において要介護者等からの相談を受け、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、市町村、介護サービス事業者との連絡、調整等を行う。通称ケアマネジャー。

介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格。身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障のある人に対し、専門的知識及び技術をもって心身の状況に応じた介護を行い、その人及びその介護者に対して介護に関する指導を行う福祉の専門職。

介護保険(制度)

加齢に伴う疾病等により要介護状態等となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を必要とする人等について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービス等を提供するための社会保険制度。

患者調査

厚生労働省が3年に1回実施する調査で、病院及び診療所を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ようとするもの。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援(身体障害、知的障害、精神障害)、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組及び権利擁護・虐待防止を総合的に行う施設。市町村又は市町村から委託を受けた団体が設置できる。

企業支援員(障害者雇用アドバイザー)

障害のある人の雇用の場の拡大と就職後の継続(長期)雇用を促進するために、企業に対して支援を行う企業支援員を配置する県の事業。障害のある人を雇用したい企業が持つ様々な不安の解消や、既に障害のある人を雇用している企業の雇用管理上のアドバイスなどを行っている。

虐待防止アドバイザー

障害のある人への虐待の未然防止や早期発見、障害のある人への虐待に対する迅速かつ適切な対応等に資するための市町村等の取組を支援することを目的とした県の事業。市町村や障害関係施設等からの要請に応じ、県から専門的知識を持つアドバイザーを派遣する。

(自立支援)協議会

都道府県及び市町村が設置する、障害のある人への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害のある人及びその家族などにより構成される協議会をいう。

協議会においては、地域における障害のある人への支援体制に関する課題についての情報共有、関係機関等の連携の緊密化及び地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

障害者総合支援法では協議会の設置は努力義務とされているが、千葉県においてはすべての市町村において協議会が設置されている。

共生型サービス

介護保険法、障害者総合支援法及び児童福祉法のいずれかに規定する居宅・日中活動系サ

ービスの指定を受けている事業所が、他の2法に規定する当該サービスに相当する居宅・日中活動系サービスの指定を受けやすくする特例を設けたもの。

強度行動障害

激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻繁に示し、日常の生活に困難を生じている状態。

クライシスハウス

地域で生活している精神障害のある人が、一時的に(数日程度)自宅から離れても生活できるように設けられた援助付きの宿泊の場。

グループホーム等支援ワーカー

「中核地域生活支援センター」等に委託して実施している県独自の事業。支援ワーカーは、各地域内のグループホーム・ケアホームの事業等への相談支援・普及啓発・新規開設支援等を行う。

計画相談支援

「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」から成る。

「サービス利用支援」とは、市町村による障害福祉サービス等の支給に際して、障害福祉サービス等の利用を必要とする人からの依頼を受けて、その人の心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の意向等を勘案して、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等を定めた「サービス等利用計画」を作成することなどをいう。

また、「継続サービス利用支援」とは、市町村による障害福祉サービス等の支給決定を受けた人のサービスの利用状況を検証し、その結果等を勘案のうえ必要に応じてサービス等利用計画の変更及びサービス利用者及びその家族への助言等を行うことをいう。

圏域連携コーディネーター

精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識等を有する者で、県からの委託を受け、精神障害者地域移行支援協議会を開催し、障害保健福祉圏域の市町村、病院及び障害福祉サービス事業者等の関係機関との連携や、体制整備に向けた調整等を行う。

健康福祉センター

地域保健・医療・福祉の総合的窓口として、精神保健、難病対策、エイズ対策等保健サービスや、食品衛生、生活環境、医事、薬事等に関する監視及び指導、検査業務、生活保護、児童、母子・父子・寡婦、高齢者、障害者等の福祉に関することなどを行う県の機関。地域保健法に基づく保健所として、保健所の名称も併用している。

言語聴覚士 (ST:Speech Therapist)

言語聴覚士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人の機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門医療従事者。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

広域専門指導員

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき各圏域で相談活動を統括する。健康福祉センター(保健所)や県障害者相談センターなどの県内16箇所において地域相談員や関係機関と連携して障害者差別に関する相談や事案の解決に当たる。

高次脳機能障害

病気や事故などが原因で脳が損傷されたことにより、言語・注意・記憶・遂行機能・社会的行動などに障害が生じ、社会適応に困難を示している状態。

高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障害に対する診断・治療・リハビリテーション・社会参加についての相談にワンストップで応じ、必要な支援を行う。

工賃

主に就労継続支援B型事業所及び他の生産活動を行う通所系障害福祉サービス事業所(障害者支援施設での日中活動の場を含む。)で生産活動に従事する利用者に支払われるもの。

生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る必要な経費を差し引いた額に相当する金額が工賃として利用者に支払われる。

合理的配慮

行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないもの。

個別の移行支援計画

卒業後への移行の時期に作られる個別の教育支援計画のこと。

個別の教育支援計画

「個別の支援計画」の1つで、学校や教育委員会等の教育機関が中心となって、他機関との連携を図るための長期的な視点に立った教育計画。関係機関と連携しつつ、一人一人の障害のある幼児児童生徒について、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成する必要がある。また、保護者の参画や意見等を聞くことも大切とされている。将来の社会的自立を見据えた立場から教育目標等を設定するとともに、障害者本人を支援する地域社会のネットワーク等も記載し、的確な教育支援を行うために活用される。

個別の指導計画

指導を行うための細かな計画をいう。幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

コミュニケーション支援ボード

文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい知的障害や自閉症の人たちと周囲の人たちとの間をつなぐコミュニケーションを支援する。ボードの絵を指差して意思を伝えることができる。

[さ行]

サービス等利用計画

障害のある人の心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の意向等を勘案して、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等を定める計画。

市町村が障害福祉サービス等の支給を行う際に、指定特定相談支援事業者が作成する。

作業療法士（OT、Occupational Therapist）

理学療法士及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。

医師の指示の下に、身体又は精神障害のある人に、手芸工芸、その他の作業を行わせ、主としてその作業能力や社会適応能力の回復を図ることを業務内容とする専門医療従事者。

3歳児健診

母子保健法に基づき市町村に義務づけられている、3歳児すべてを対象とする健康診査。視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行う。

失語症

脳の言語中枢が、脳梗塞等の脳血管疾患や頭部外傷などにより損傷されることによって起こる言語障害。話すことだけでなく、聞いて理解する、読む、書くなど、言語を使用するすべての活動に障害がおこるが、脳の損傷部位や広がりにより、症状や重症度は異なる。

指定管理者制度

多様化する住民ニーズに、より効率的・効果的に対応していくため、公の施設の管理を民間事業者等に行わせて、住民サービスの向上を図るとともに経費の削減等を図る制度。

児童発達支援事業所

専ら通所で利用する障害のある子どもやその家族に対する支援を行う身近な療育の施設。

児童発達支援センター

施設の有する専門的機能を生かし、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を併せて行う地域の中核的な療育支援施設。

視能訓練士（ORT、Orthoptist）

視能訓練士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。

医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある人に両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行う専門医療従事者。

自閉症

→ 発達障害を参照

社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく福祉専門職の国家資格。

専門的な知識や技術を用いて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービス

提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行う社会福祉の専門職。

周産期医療

妊娠22週以降、生後1週未満までの期間を周産期といい、この周産期を含む前後の期間は、母子ともに生命に関わる事態が生じやすいため、妊娠、出産から新生児に至るまでを総合的に管理して母と子の健康を守るための医療。

重症心身障害

発達期までに生じた重度の知的障害と重度の肢体不自由を併せ持つ状態のこと。

重度心身障害者(児)医療給付改善事業

重度心身障害者・児の健康・福祉の増進と医療費負担の軽減を図るため、健康保険法、国民健康保険法等に基づく保険による医療給付の自己負担額を助成する制度で、実施市町村に対し、県が補助金を交付する。

就労移行支援事業

企業など通常の事業所での就労を希望する障害のある人に対して、一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行う事業。

就労継続支援A型事業

企業など通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった人について、一般就労への移行に向けた支援を行う事業。

就労継続支援B型事業

企業など通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づかない就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった人について、一般就労への移行に向けた支援を行う事業。

就労定着支援(事業)

一般就労へ移行した障害のある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために必要な連絡調整や指導・助言等を行う事業。

手話通訳

言語・聴覚に障害のある人のコミュニケーション手段の一つである手話を用いる通訳。

障害支援区分

障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、市町村が障害福祉サービスの種類や量を決定する際に参考になっている。

市町村が、必要とされる支援の度合いが最も低い「非該当」から順に「区分6」までの各区分に認定する。

障害者ITサポートセンター

障害のある人の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、① ITに関する利用相談、② ITに関する情報提供、③ パソコンボランティアの活動支援、などを行う総合的なサービス提供拠点。

障害者虐待防止法

障害のある人の権利・利益の擁護や障害のある人への虐待の防止を目的として、平成23年6月17日に成立、翌24年10月1日から施行された。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障害のある人への虐待を「養護者による虐待」「施設従事者等による虐待」「使用者による虐待」の3つの類型に分別し、国民に通報義務を課し、その対応体制を市町村・都道府県・労働関係行政の責務として明確に示した。

障害者権利条約

障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利を実現するための措置等を定めている。平成18年12月に国連総会において採択され、平成20年5月に発効した。我が国は平成19年9月に署名し、平成26年1月に批准書を寄託した。また、同年2月に我が国について効力を発生した。

障害者高等技術専門校

職業人として自立を目指す障害のある人に、各人の能力に応じた職業訓練を行い、社会に参加できる技能者を養成し、併せて生活の安定に資することを目的として設置された県の機関。

障害者雇用率(制度)

障害のある人が一般労働者と同じ水準において働く機会を確保することを目的とし、常用労働者の数に対する割合(法定雇用率)を設定し、事業主に雇用率達成義務を課す制度。

障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消法第17条において、国と地方公共団体の機関は、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織できることとされた。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消を推進し、共生する社会の実現に資することを目的として平成25年6月に成立、平成28年4月1日から施行された。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。この法律では障害のある人への差別的取扱いの禁止を国や地方公共団体等及び民間事業者に対して法的義務とした。また、障害のある人への合理的配慮の不提供の禁止を国・地方公共団体等に対し法的義務とし、民間事業者には努力義務を課した。

障害者週間

毎年12月3日から12月9日までの1週間。国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としている。平成16年6月の障害者基本法の改正により、従来の「障害の日」(12月9日)に変わるものとして設定された。

障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づく支援機関。就業を希望する障害のある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施する。

障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン

障害のある人の情報バリアを解消し、知る権利を保障するという観点から、コミュニケーションに障害のある人の情報保障を確保するため、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の取組の一環として、行政の職員などが障害のある人と情報のやりとりをする際にどのような配慮を行うべきか示すため策定。

平成21年12月に策定したが、障害者差別解消法の施行や情報通信技術の進展などを踏まえ、平成29年3月に改訂した。

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

障害のある人に対する理解を広げて差別をなくす取組を進めることにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくることを目指し、平成18年10月に制定、平成19年7月に施行。

何が差別にあたるのかを医療、福祉等の8つの分野別に定義し、①個別事案を解決する仕組み、②差別の背景にある制度や習慣を変えていく仕組み、③障害のある人に優しい取組を応援する仕組み、の3つの仕組みから構成される。

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の制定により設置された会議。

差別の中には制度や習慣・慣行が背景にあって構造的に繰り返されるものがあり、こうした構造的な問題について話し合いを行う。

障害福祉サービス

国が障害者総合支援法により定める障害のある人に提供される行政サービスをいう。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助から成り、これらは原則障害のある人等からの申請に基づき、市町村により支給される。

障害保健福祉圏域

障害福祉サービスの実施主体は原則市町村であるが、サービスを面的・計画的に整備し、重層的なネットワークを構築するための市町村と県の中間的な単位。

健康福祉センターの区域を基本とした13圏域と、千葉市、船橋市及び柏市を加えた計16の圏域を設定。

職場適応援助者(ジョブコーチ)

障害のある人が実際に働く職場において、障害のある人、事業主、障害のある人の家族に対して職場定着に向けたきめ細やかな人的支援を行う。

新生児(特定)集中治療室(NICU)

早産や低体重、先天性の障害などにより集中治療を必要とする新生児のために、保育器、人工呼吸器、微量輸液ポンプ、呼吸管理モニターなどの機器を備え、主として新生児医療を専門とするスタッフが24時間体制で治療を行う室。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障害(視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓)があるものに対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する手帳。税の控除・減免やJR運賃の割引等の援護措置を受けることができる。

スペシャルオリンピックス

4年に一度行われる、知的発達障害者のスポーツの世界大会であり、夏季競技大会と冬季競技大会が開催されている。

生活ホーム

地域の中での生活を望む知的障害のある人に対して、日常生活における必要な援助等を行うことにより、その社会的自立を支援する生活の場。本県の単独制度。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。

| 障害等級 | 精神障害の状態 |
|------|---|
| 1級 | 精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの |
| 2級 | 精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの |
| 3級 | 精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの |

精神保健福祉センター

精神保健福祉法に基づき、都道府県・政令指定都市に設置された機関。精神保健の向上と精神障害者福祉の増進のため、精神保健及び精神障害のある人の福祉に関する知識の普及、調査・研究、相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の審査に関する事務並びに精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務、自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を行う。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為(財産管理や契約の締結など)を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して行う民法の制度。制度の

利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されている。

相談支援専門員

計画相談支援及び地域相談支援等を行う事業所において配置が義務付けられる職員。相談支援専門員として業務に従事するためには、法令に定める研修の履修及び実務経験が必要となる。

[た行]

多機能型トイレ

車いす利用の障害のある人はもとより、オストメイトも利用できる洗浄シャワーや排出処理、ペーパーシートが整備され、妊婦や乳幼児連れの人なども利用できるトイレ。

短期入所

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人等につき、その施設に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う障害者総合支援法による給付対象サービス。

地域移行支援型ホーム

長期間入院している精神障害者のうち、退院後の生活に不安を持つなどすぐに地域生活に移行できない者が、病院の近くで一定期間外部の日中活動サービス等を利用しながら日常生活を送り、退院後の生活に慣れることによって地域生活へ円滑に移行できるよう、通過的な居住の場として、一定の要件の下で病院の敷地内に設置したグループホーム。

地域移行・定着協力病院

精神科病院内での地域移行に向けた取組や、地域との連携を行うなど、精神障害者地域移行支援に積極的に取り組んでおり、県が定める要件を満たし、県から指定を受けた精神科病院。

地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを、市町村がその地域の実情に応じて柔軟に実施する事業。地域生活支援事業の一種。

地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき市町村及び都道府県がその地域の実情等に応じて提供する行政サービス。障害福祉サービスとは異なり、自治体が柔軟な形態で実施することが可能。

市町村が行う主な地域生活支援事業としては、①障害のある人の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発、②障害のある人、その家族、地域住民等により自発的に行われる障害のある人の地域生活を支援する活動に対する支援、③障害のある人への相談支援並びに障害のある人への虐待の防止及びその早期発見のための連絡調整、権利擁護等のために必要な援助、④成年後見制度の利用に係る費用の助成、⑤成年後見制度に係る者の育成及び活用のための研修、⑥意思疎通支援及び意思疎通支援を行う者の養成、⑦日常生活用具の給付・貸与、⑧移動支援、及び⑨地域活動支援センターにおいて日中活動支援を行う事業がある。

また、都道府県は、専門性・広域的な対応が必要な相談支援、人材育成等の事業を行っている。

地域相談員

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、身近な地域で障害者差別に関する相談を行う。相談員の構成は、身体障害者相談員、知的障害者相談員のほか、精神障害者の支援を行っている人、人権擁護委員、元学校教員など。平成29年7月現在、約580人が地域相談員となっている。

地域相談支援

「地域移行支援」及び「地域定着支援」から成る。

「地域移行支援」とは、障害のある人が新たに地域で生活をする際に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行うことをいう。対象となるのは、①障害者支援施設等に入所している障害のある人、②精神科病院に入院している精神障害のある人、及び③矯正施設に入所している障害のある人。

また、「地域定着支援」とは、居宅において单身等の状況で生活する障害のある人について、その人との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態などに相談等を行うことをいう。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

地域包括支援センター

高齢者に関する総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護等を行う市町村が設置する機関。

他の行政機関、保健所、医療機関等との制度横断的な連携により、高齢者等の住み慣れた地域での暮らしを支援している。

地域リハビリテーション広域支援センター

地域におけるリハビリテーション関係機関相互の連携を図るとともに、関係機関への相談、援助、研修等を行う機関。二次保健医療圏ごとに1箇所指定している。

千葉県あんしん賃貸支援事業

住宅の確保に配慮を要する世帯が民間賃貸住宅への入居を希望する場合に、借主と貸主の双方の不安を取り除き、安心して賃貸借関係を構築できるよう支援する制度。

千葉県障害者雇用優良事業所認定事業(笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス事業)

障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人もない人も共に働きやすい職場づくりに努めている企業・事業所等を「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」として認定し、その取組内容を普及することで、障害のある人の雇用に対する理解と促進を図っている。

千葉県障害者就労事業振興センター

障害のある人が住み慣れた地域で豊かに暮らせる社会を実現するため、障害者就労施設の事業の活性化と支援を行い、もって障害者福祉の向上を図ることを目的に設立されたNPO法人。

千葉県相談支援アドバイザー

地域における相談支援体制整備の推進や市町村協議会の活性化などを目的として、障害者支援に高い見識を有する人等を千葉県相談支援アドバイザーとして登録している。市町村からの依頼に基づき、県がアドバイザーを派遣、助言している。

千葉県袖ヶ浦福祉センターで発生した虐待事件

平成25年11月に、千葉県が設置し、千葉県社会福祉事業団が指定管理者として運営する千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園において利用者が職員の暴行により死亡する事件が発生した。これに関し、県において立入検査を実施したところ、複数の職員が複数のセンター利用者に対してそれぞれ暴行(虐待)を行っていたことが確認された。

チャレンジド・インフォ・千葉

自治体等による障害者就労施設からの物品・役務の調達を推進するため、施設が提供している製品、受託業務などの作業に関する情報を提供しているインターネットサイト。エリア、製品・作業内容、事業所種別など様々な検索が可能。

中核地域生活支援センター

対象者種別にとらわれず、福祉全般にわたる相談に24時間・365日体制で応じるとともに、相談者のニーズを把握し、適切な支援機関へつなぐため、連絡・調整等の必要な活動を行っている本県の独自制度。現在、広域福祉圏域ごとに1か所、合計13か所設置されている。

聴覚障害者情報提供施設

聴覚障害者用字幕(手話)入りDVD等ビデオカセットの製作及び貸出事業を主たる業務とし、併せて手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等コミュニケーション支援事業及び聴覚障害者に対する相談事業を行う施設。

デフリンピック

4年に一度行われる、聴覚障害者のスポーツの世界大会であり、夏季競技大会と冬季競技大会が開催されている。

点訳奉仕員

所定の講習を受け、印刷された文字や手書きの文字を点字に改め、点字の書籍や文書を作成する。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、全ての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援を更に充実していくこととされた。

特別支援教育コーディネーター

学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解のもとに、小・中学校又は特別支援学校と関係機関との連携協力体制の整備を図る役割を担う者。具体的な役割として、小・中学校の特別支援

教育コーディネーターは、①学校内の関係者や関係機関との連絡調整、②保護者に対する学校の窓口として機能することが期待されている。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターには、これら①及び②の機能と併せて、③小・中学校等への支援、④地域内の特別支援教育の核として関係機関との連携をより密接にしていくことなど、地域支援の機能が加わっている。

都市ボランティア

東京2020オリンピック・パラリンピックの競技開催自治体などが主体となって組織し、空港や主要駅などで国内外からの旅行者に交通案内や観光案内等を行うボランティア。

[な行]

内部障害

身体障害のうち、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫及び肝臓の機能障害。

内方線付き点状ブロック

点状突起に加え、ホームの内側を表示する線状突起(内方線)のあるブロック。

二次障害

発達障害のある子どもが抱えている困難さを周囲が理解して対応しきれていないために、本来抱えている困難さとは別の二次的な情緒や行動の問題が出てしまうこと。

日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害等があるために判断能力が不十分な人に対して、自立した地域生活を送れるよう生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が主体となって実施している。

認知症

記憶、理解、判断等の脳の働きが、何らかの病気や障害によって持続的に低下し、日常生活を送る上で支障が出ている状態。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。就学前の児童に幼児教育又は保育を提供する機能、地域における子育て支援機能を備える施設。

認定こども園には、地域の実情に応じて、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある。

ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

ノンステップバス

出入り口の段差をなくし乗降を容易にしたバス。

[は行]

発達障害

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において

発現するもの」と定義している。平成17年に発達障害者支援法が施行された際の厚生労働省の通知では、発達障害を ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)における「心理的発達の障害(F80-F89)」及び「小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害(F90-F98)」に含まれる障害であるとしている。たとえば下記のような障害があげられる。

①広汎性発達障害

自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害をふくむ総称。

②自閉症

(1)対人関係の障害、(2)コミュニケーションの障害、(3)限定した常同的な興味、行動および活動 の3つの特徴を持つ。3歳までには何らかの症状がみられる。

③アスペルガー症候群

対人関係の障害があり、限定した常同的な興味、行動および活動をするという特徴は、自閉症と共通しているが、明らかな認知の発達、言語発達の遅れを伴わない。

④学習障害

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態をいう。

⑤注意欠陥(欠如)多動性障害(ADHD:Attention-Deficit Hyperactivity Disorder)

多動性、不注意、衝動性の3つの特徴が見られる。

発達障害では障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多く、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされている。近年では、症状の程度や知的な遅れの有無に関わらず自閉症と同質の障害がある場合、自閉症スペクトラムとして幅広くとらえることもある。

発達障害者支援センター

発達障害者支援法に基づき自閉症等の特有の発達障害を有する障害のある人及びその家族等を総合的に支援するために設置された支援拠点で、発達障害のある人及びその家族等からの相談に応じるとともに、関係者の研修や関係機関等との連携等により地域の総合的な支援体制づくりの役割を担っている。本県では相談窓口を千葉市及び我孫子市の2か所に設置している。

パラリンピック

4年に一度、オリンピック終了後に同じ開催地で行われる、障害のある人(聴覚障害者を除く)のスポーツの世界大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。

バリアフリー

高齢者や障害のある人の移動や住宅などの出入りを妨げる物理的障害がなく、動きやすい環境をいう。今日では物理的な障壁にとどまらず、制度的、心理的な社会的障害や情報保障等、広く障害のある人を取り巻く生活全般にわたる障壁(バリア)を取り除く(フリー)ことにも用いられる。

バリアフリー対応型信号機

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、高齢者障害者等が道路を安全に横断できるように音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、信号表示面に青時間までの待ち時間及び青時間の残り時間を表示する経過時間表示機能付き歩行者用灯器、歩行者と車両が通行する時間を分離して交通事故を抑止する歩車分離式信号機。

バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称。高齢者、障害のある人等の円滑な移動及び建物等の施設の円滑な利用を確保するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害のある人等が計画段階から参加をして、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進することの措置等を定めている。平成18年12月にハートビル法と交通バリアフリー法が統合されて本法ができた。

ピアサポート

障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。また、この活動をする人を「ピアサポーター」という。相談に力点を置く「ピアカウンセリング」も類似の概念。

ヒアリングループ

磁気発生装置と補聴器の併用により聴覚障害のある人を支援する方法。マイクで拾った音声を大きな輪(ループ)にしたコードに流して磁気を発生させ、そのループコードの範囲内であれば、ヒアリングループ対応の補聴器により音声を聞くことができる。

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑で迅速な避難のため、特に支援が必要な人。

福祉教育推進校

児童・生徒の福祉意識の醸成、福祉活動の普及・促進を図るため、他のモデルとなる福祉教育を実践する小・中・高等学校を福祉教育推進校として指定して、その活動を支援する。推進校の指定は県社会福祉協議会長の推薦により知事が行い、指定期間は3年間である。

福祉タクシー

スロープ板やリフトを利用して高齢者や障害者が、車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことができるタクシーの総称。

福祉的就労

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人が障害者総合支援法に基づき、支援を受けながら就労すること。

福祉避難所

市町村が、災害時に、一般の避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設などが指定される。

分野別会議

推進会議(詳細は「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」を参照)に分野ごとに設けられた会議のこと。分野としては①福祉サービス、医療及び情報の提供等の分野、②商品及びサービスの提供の分野、③労働者の雇用の分野、④教育の分野、⑤建物等及び

公共交通機関並びに不動産の取引の分野の5つ。

ペアレントトレーニング

親は自分の子どもに対して最良の治療者になることができるという考えに基づき、親に子どもの養育技術を身につけてもらうトレーニング。

ペアレントメンター

発達障害のある子どもを育てた経験を持つ親で、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う。

保育所等訪問支援

障害のある子どもが集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援・相談などを行う、児童福祉法に基づくサービス。

放課後児童クラブ

昼間、保護者がいない家庭の小学校に就学している児童等に対し、学校の空き室等の身近な社会資源を利用して、その育成・指導、遊びによる発達の助長等のサービスを行うもの。

放課後等デイサービス

障害のある子どもに対して、学校の授業終了後又は休日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を促進する児童福祉法に基づくサービス。

訪問看護

病気や障害を持った人が住み慣れた地域や家庭で療養生活を送れるように、看護師等が生活の場に訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

[ま行]

メール110番

聴覚又は言語機能に障害のある方など、電話での通報が困難な場合、携帯電話やパソコンのインターネットを使用して110番通報ができる。

メール119番

聴覚等に障害のある人が外出中などで、病気を発症したり火災を発見したりしたときに、自らが携帯電話機、インターネット端末機により救急車や消防車等の出動要請ができるもの。

盲ろう者(盲ろう者向け通訳)

盲ろう者のコミュニケーション方法は、視覚と聴覚の両方に障害があり、視覚及び聴覚の障害の程度や生育歴、他の障害との重複のしかた等によって多様である。このため、手話をはじめとして、蝕手話、点字を応用したものなど、様々な方法で通訳を行う。

[や行]

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

要配慮者(災害時)

障害のある人のほか、乳幼児、高齢者、外国人など、防災対策を進める上で特に配慮を必要とする人のこと。

要約筆記

話し手の話す内容をつかみ、それを筆記して聴覚障害のある人に伝える。

大きな会議等においては、以前は手書きした原稿をOHP(オーバー・ヘッド・プロジェクター)でスクリーンに投影していたが、近年ではパソコンを使用して作成した画面をプロジェクタで投影する方法も用いられている。

[ら行]

ライフサポートファイル

障害のある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録し、関係機関等の支援計画を1冊にまとめたファイル。

ライフステージ

人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階をいう。

理学療法士(PT、Physical Therapist)

理学療法士法及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。身体に障害のある人に対し、その基本的動作能力の回復を図るため、体操、電気的な刺激、マッサージ、温熱等の物理的な刺激を加えるリハビリテーションを行う専門医療従事者。

療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある子ども及びその家族、障害に関して心配のある人等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行なうこと。

療育支援コーディネーター

在宅の重症心身障害の状態にある子ども、知的障害、身体障害や発達障害のある子ども等が、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、その相談に応じて支援に関するケースを管理し、行政から民間までの医療・福祉・教育等関連機関の連携を調整する役割を担う。

療育手帳

知的障害のある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくす

るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定されたものに対して、都道府県知事、指定都市市長が交付する手帳。

| 障害程度 | 障害程度の基準 |
|------|---|
| ㊶ | 知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者 |
| Aの1 | 知能指数がおおむね21以上35以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者 |
| Aの2 | 知能指数がおおむね36以上50以下の者で視覚障害、聴覚障害、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級または3級の手帳を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者 |
| Bの1 | 上記以外の者で、知能指数がおおむね36以上50以下の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者 |
| Bの2 | 知能指数がおおむね51以上75程度の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者 |

※障害者相談センターにおける㊶の取扱いは下表による

| | |
|-----|---|
| ㊶の1 | 知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にある者 |
| ㊶の2 | 知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者で、㊶の1以外の者 |

レガシー

「遺産」という意味であり、オリンピック・パラリンピックが開催都市と開催国に長期的・持続的な効果をもたらすこと。

レスパイト

障害のある人の家族を一時的に障害のある人の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。

朗読奉仕員

所定の講習を受けて朗読の技術を習得し、視覚障害のある人のために声の図書(録音テープ)の作成や対面朗読などをする。

千葉県障害者施策推進協議会委員名簿(平成29年11月現在)

(50音順・敬称略)

| 氏名 | 役職名等 |
|--------|-------------------------------------|
| 荒井 隆一 | 千葉県グループホーム等連絡協議会 事務局 |
| ◎石田 路子 | 城西国際大学福祉総合学部教授 |
| 石田 義廣 | 千葉県町村会 (御宿町長) |
| 伊藤 和男 | 千葉県視覚障害者福祉協会 会長 |
| 伊豫 雅臣 | 千葉大学大学院医学研究院精神医学教授 |
| 岩野 明子 | 千葉県手をつなぐ育成会 副会長 |
| 植野 圭哉 | 千葉県聴覚障害者協会 理事長 |
| 内田 志乃 | 千葉県特別支援学校PTA連合会 会長 |
| 岡田 哲也 | 千葉県特別支援学校長会会長 千葉県立特別支援学校流山高等学園校長 |
| 小宮 あゆみ | 一般社団法人千葉県歯科医師会 理事 |
| 佐藤 彰一 | 弁護士 國學院大學法科大学院教授 |
| 里見 吉英 | 千葉県知的障害者福祉協会 会長 |
| 實川 隆 | 千葉県議会議員 (健康福祉常任委員会委員長) |
| 出口 清 | 千葉県市長会 (袖ヶ浦市長) |
| 富江 民子 | 千葉県自閉症協会 副会長 |
| 永堀 清子 | 千葉県ホームヘルパー協議会 副会長 |
| 橋本 美枝 | 千葉県精神障害者自立支援事業協会 副理事長 |
| 畑中 茂 | 千葉県精神障害者家族会連合会 副理事長 |
| 藤尾 健二 | 千葉県障害者就業・生活支援センター 連絡協議会 会長 |
| ○本宮 敏雄 | 千葉県身体障害者福祉協会 理事長 |
| 森本 浩司 | 公益社団法人千葉県医師会 副会長 |
| 横川 文子 | 千葉県肢体不自由児協会 業務執行理事兼事務局長 |

◎会長 ○副会長

千葉県総合支援協議会(第六次千葉県障害者計画策定推進本部会) 委員名簿
(平成29年6月現在) (50音順・敬称略)

| 氏 名 | 役職名等 |
|--------|--|
| 朝比奈 ミカ | 千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会 中核地域生活支援センター がじゅまる センター長 |
| 阿部 裕一 | 千葉県社会就労センター協議会 (福)八千代市身体障害者福祉会はばたき職業センター 施設長 |
| 荒井 隆一 | 千葉県グループホーム等連絡協議会 (福)ロザリオの聖母の会 ナザレの家あさひ 所長 |
| 飯田 俊男 | 千葉県知的障害者福祉協会 (福)佑啓会 ふる里学舎静風荘 施設長 |
| 植野 圭哉 | (福)千葉県聴覚障害者協会理事長 |
| 海上 孝 | 千葉県町村会会長町(東庄町健康福祉課長) |
| 片岡 学 | 千葉県特別支援学級設置校校長会 会長 茂原市立五郷小学校 校長 |
| 蒲田 孝代 | 千葉県弁護士会 弁護士 |
| 亀山 浩 | ちば地域生活支援舎 |
| 川上 浩嗣 | (福)千葉県社会福祉協議会 地域福祉推進部 部長 |
| 倉田 知典 | 千葉県生涯学習指導者 |
| 小林 勉 | 千葉県知的障害者福祉協会 副会長 (福)菜の花会 総合施設長 |
| 斉藤 実 | 千葉縣市長会会長市(鎌ヶ谷市障がい福祉課長) |
| 佐藤 彰一 | 千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会委員長 |
| 佐藤 慎二 | (学)植草学園 植草学園短期大学 教授 |
| 澤田 晃司 | 千葉県自閉症協会 副会長 |
| 白井 正和 | (一社)東総権利擁護ネットワーク 副理事長 |
| 新福 麻由美 | 千葉県知的障害者福祉協会 児童発達支援部会 (福)桐友学園 施設長 |
| 杉田 明 | 香取圏域放課後等デイサービス連絡協議会会長 |
| 鈴木 健太郎 | 杏林大学保健学部作業療法学科専任講師 |
| ◎高梨 憲司 | 千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会委員長 |
| 田上 昌宏 | 千葉県手をつなぐ育成会 会長 |
| 角田 義規 | ちば高次脳機能障害者と家族の会 |
| ○寺田 一郎 | (特非)千葉県精神障害者自立支援事業協会 理事長 (福)ワーナーホーム 理事長 |
| 貫井 信夫 | 千葉県精神障害者家族会連合会理事長 |
| 藤尾 健二 | (特非)ワークス未来千葉 千葉障害者就業支援キャリアセンター センター長 |
| 松田 厚 | 千葉県立特別支援学校校長会 千葉県立東金特別支援学校校長 |

| 氏 名 | 役職名等 |
|--------|--|
| 三好 恵里子 | 千葉県精神障害者自立支援事業協会 (福)ワーナーホーム 千葉拠点統括施設長 |
| 吉田 浩滋 | (一社)千葉県言語聴覚士会 会長 |
| 渡邊 博幸 | (特非)千葉県精神保健福祉協議会 (医)学会会 木村病院 院長 |

◎会長 ○副会長

千葉県総合支援協議会(第六次千葉県障害者計画策定推進本部会)

入所・地域生活支援専門部会委員名簿(平成29年6月現在)

(50音順・敬称略)

| 氏名 | 役職名等 |
|--------|--|
| 荒井 隆一 | (福)ロザリオの聖母会ナザレの家あさひ所長 |
| 内山 澄子 | (福)のうえい舎 地域活動支援センター もくせい舎 理事・センター長 千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会 会長 |
| 海上 孝 | 東庄町健康福祉課長 |
| 大越 将司 | (福)翡翠会統括施設長 千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会会長 |
| 上谷 豪 | 中核地域生活支援センター習志野圏域・なかまネット所長 中核地域生活支援センター連絡協議会副会長 |
| 川上 浩嗣 | (福)千葉県社会福祉協議会 地域福祉推進部長 |
| 倉田 知典 | 千葉県生涯学習指導者 |
| 小林 勉 | (福)菜の花会 しもふさ学園 施設長 千葉県知的障害者福祉協会副会長 |
| 斉藤 実 | 鎌ヶ谷市障がい福祉課長 |
| 千日 清 | (福)大久保学園 常務理事 千葉県知的障害者福祉協会副会長 |
| ◎高梨 憲司 | 千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会委員長 |
| 田上 昌宏 | 千葉県手をつなぐ育成会 会長 |
| 楯 雅博 | (福)青葉会総括施設長 |
| 平井 和江 | 四街道市身体障害者福祉会会長 |
| 水越 由起恵 | 千葉県発達障害児・者親の会コスモ会長 |
| ○吉田 浩滋 | (一社)千葉県言語聴覚士会 会長 |

◎部会長 ○副部会長

千葉県総合支援協議会(第六次千葉県障害者計画策定推進本部会)
 精神障害者地域移行推進部会委員名簿(平成29年4月現在)

(50音順・敬称略)

| 氏名 | 役職名等 |
|---------|--|
| 浅井 禎之 | (医社) 静和会浅井病院、理事長 |
| 石渡 正俊 | 千葉県精神障害者自立支援事業協会 (福) ワーナーホームワークショップ 兼取 |
| 岡田 まゆみ | (福) 三芳野会総括施設長、安房地域生活支援センター施設長 |
| 奥山 宏一 | (一社) 千葉県精神保健福祉士協会 せんげん通りクリニック副院長・精神保健福祉士 |
| 亀山 浩 | ちば地域生活支援舎サポートセンタースピリッツ管理者 |
| 金田一 正史 | 千葉県精神保健福祉センター 相談指導課長 |
| 桑田 良子 | (医) はるたか会 中核地域生活支援センター ほっとねっと障害者グループホーム等支援ワーカー |
| 國分 榮樹 | (特非) 千葉県精神障害者家族会連合会 副理事長 つくし会 会長 |
| 多勢 裕一 | (一社) 日本精神科看護協会千葉県支部 事務局長 (医) 和康会 三橋病院 看護部長 |
| 谷下田 織江 | 成田市 障がい者福祉課 心の健康支援係長 |
| 千葉 正美 | (医) 明柳会恩田第2病院ピアスタッフ |
| 西村 拓士 | 千葉県障害者就業・生活支援センターいちされんセンター長 |
| 深見 悟郎 | 千葉県精神科医療センター病院長 |
| ○三好 恵里子 | (福) ワーナーホーム千葉統括施設長 |
| 村山 靖子 | 千葉県精神障害者地域活動支援事業所協議会 地域活動支援センターあしびな～支援員 |
| ◎渡邊 博幸 | (医) 学而会 木村病院 院長 千葉大学社会精神保健教育研究センター特任教授 |

◎部会長 ○副部会長

千葉県総合支援協議会(第六次千葉県障害者計画策定推進本部会)

権利擁護専門部会委員名簿(平成29年8月現在)

(50音順・敬称略)

| 氏名 | 役職名等 |
|--------|--|
| 五十嵐 正人 | 生活ホーム 小島屋 責任者 ばおばぶ代表 |
| 池永 幸弘 | (福)宝樹障害者支援施設太陽の丘ホーム施設長 |
| 稲阪 稔 | (福)千手会 木の宮学園 管理者 |
| 植野 圭哉 | (福)千葉県聴覚障害者協会理事長 |
| ◎蒲田 孝代 | 千葉県弁護士会 弁護士 |
| 酒井 申明 | 千葉司法書士会 司法書士 |
| 坂本 祐子 | (福)サンワーク南八幡メンタルサポートセンター施設長 |
| 佐久間 水月 | 千葉県弁護士会 弁護士 |
| 渋沢 茂 | (一社)千葉県社会福祉士会 会長 |
| ○白井 正和 | (一社)東総権利擁護ネットワーク 副理事長 (福)ロザリオの聖母会理事 |
| 菅原 勇次 | 千葉労働局 雇用環境・均等室 室長補佐 |
| 高木 淳佳 | きさらづ成年後見支援センター長 |
| 滑川 里美 | (一社)千葉県権利擁護支援ネットワーク 理事 |
| 濱本 典子 | (福)千葉市手をつなぐ育成会 でい・さくさべ施設長 |
| 福島 靖 | 浦安市 障がい事業課 課長 |
| 藤尾 健二 | 千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会 会長□ |
| 山岸 譲二 | 千葉県知的障害者施設家族会連合会 幹事 |
| 吉井 稔 | 千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会副会長 |

◎部会長 ○副部会長

千葉県総合支援協議会(第六次千葉県障害者計画策定推進本部会)

療育支援専門部会委員名簿(平成29年4月現在)

(50音順・敬称略)

| 氏名 | 役職名等 |
|--------|---|
| 石井 光子 | 千葉県千葉リハビリテーションセンター 愛育園園長 |
| 江ヶ崎 健雄 | 放課後等デイサービスアフタースクールセンター・ウェル管理者 |
| 小野 幸子 | 千葉県自閉症協会 理事 |
| 國井 光男 | 千葉県立船橋特別支援学校長 |
| 小熊 良 | 君津児童相談所長 |
| 小島 孝昭 | (一社)全千葉県私立幼稚園連合会教育研究委員□ |
| ◎佐藤 慎二 | 植草学園短期大学 教授 |
| 新福 麻由美 | (福)桐友学園 障害児入所施設 桐友学園 施設長 |
| 鈴木 美岐子 | 千葉県保育協議会 副会長□ |
| 田熊 立 | 千葉県発達障害者支援センター 副センター長 |
| 竹内 耕 | (福)生活クラブ風の村重心通所さくら所長 |
| 田中 鈴子 | 千葉県重症心身障害児(者)を守る会 会長 |
| 谷口 由紀子 | 淑徳大学看護栄養学科 |
| 長谷川 聖二 | 流山市児童発達支援センター所長 千葉県通園施設連絡協議会顧問 |
| 林 羊子 | 匝瑳市立吉田小学校長 |
| 福留 浩子 | (公社)千葉県看護協会 常務理事 |
| 前本 達男 | 特定非営利活動法人コスモスの花理事長 |
| 山本 重則 | (独)国立病院機構 下志津病院 副院長 千葉県小児科医会副会長 |
| ○吉田 浩滋 | (一社)千葉県言語聴覚士会 会長 |
| 吉野 眞里子 | (特非)にじと風福祉会理事長 千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会 |

◎部会長 ○副部会長

千葉県総合支援協議会(第六次千葉県障害者計画策定推進本部会)

相談支援専門部会委員名簿(平成29年4月現在)

(50音順・敬称略)

| 氏名 | 役職名等 |
|--------|---|
| 朝比奈 ミカ | 中核地域生活支援センターがじゅまる センター長 市川市生活サポートセンター そら 主任相談支援員 |
| 阿部 里子 | 千葉リハビリテーションセンター上席生活支援員 |
| ○飯田 俊男 | (福) 佑啓会 ふる里学舎静風荘 施設長 |
| 伊藤 佳世子 | (福) りべるたす相談支援センターコスモス管理者 |
| 宇治原 誠 | (福) 嬉泉 地域生活支援センター たのしみ 相談支援専門員 |
| 小川 祐子 | (福) 宝寿会障害者支援施設若葉泉の里相談支援センター長 |
| 岸 恵子 | 千葉県地域生活定着支援センター センター長 (特非) 生活サポート千葉 理事、認定社会福祉士(地域社会・多文化分野) |
| 佐塚 みさ子 | (公社) 千葉県看護協会理事 |
| 田中 哲 | (福) 恵泉福祉会 マナの家 施設長 千葉県障害児放課後支援研究会代表 |
| ◎寺田 一郎 | (福) ワーナーホーム 理事長 (特非) 千葉県精神障害者自立支援事業協会 理事長 |
| 松田 武丈 | (福) サンワーク相談支援事業所じよいたいむ管理者 |
| 三澤 由紀子 | 我孫子市健康福祉部障害福祉支援課課長補佐 |
| 與那嶺 泰雄 | 千葉県発達障害者支援センター センター長 |

◎部会長 ○副部会長

千葉県総合支援協議会(第六次千葉県障害者計画策定推進本部会)

就労支援専門部会委員名簿(平成29年4月現在)

(50音順・敬称略)

| 氏名 | 役職名等 |
|--------|--|
| ○阿部 裕一 | (福)八千代市身体障害者福祉会 はばたき職業センター 施設長 |
| 緒方 ともみ | (特非)千葉県障害者就労事業振興センター センター長 |
| 金子 宜弘 | (株)千葉データセンター |
| 鎌田 成泰 | (福)サンワーク 市川市南八幡ワークス管理者、サービス管理責任者 |
| 鈴木 ひろ子 | 千葉労働局 職業安定部 職業対策課 地方障害者雇用担当官 |
| 高津 英一 | (株)千葉データセンター取締役業務部長 |
| 武田 裕美子 | (特非)NECST 障害者就職サポートセンター ビルド 管理者 |
| 辻内 理章 | (福)ロザリオの聖母会 障がい者の就労促進事業所 みんなの家 所長 |
| 内藤 晃 | 千葉県社会就労センター協議会 会長 |
| 長岡 美恵子 | 中小企業診断士 |
| 中村 輝彦 | (福)まごころ 多機能型事業所 ビーアンビシヤス 施設長 |
| ◎藤尾 健二 | 千葉県障害者就業・生活支援センターセンター長 千葉県障害者就業支援キャリアセンター 障害者就労アドバイザー(千葉労働局委嘱) |
| 古川 亮 | (福)実のりの会 障害者就業・生活支援センター ビック・ハート柏/松戸 センター長 |
| 森 誠一 | 千葉障害者職業センター所長 |
| 山口 喜男 | (福)佑啓会 ふる里学舎 和田浦 施設長 |
| 與那嶺 泰雄 | 千葉県発達障害者支援センター センター長 |
| 渡邊 哲夫 | 袖ヶ浦特別支援学校校長 |

◎部会長 ○副部会長

関係団体ヒアリング等実施状況

| 団体種別 | 実施日・調査票提出日 | 団体名 |
|---------------|------------------------|---------------------------|
| 障害者団体 | 平成29年6月28日 | 千葉県自閉症協会willクラブ |
| | 平成28年11月15日 | 特定非営利活動法人千葉県腎臓病協議会 |
| | 平成28年11月21日 | 特定非営利活動法人千葉県中途失聴者・難聴者協会 |
| | 平成28年12月6日 | 千葉県特別支援学校PTA連合会 |
| | 平成28年12月13日 | 公益社団法人千葉県視覚障害者福祉協会 |
| | 平成28年12月20日 | 社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会 |
| | 平成29年1月31日 | NPO法人千葉盲ろう者友の会 |
| | 平成29年2月3日 | 特定非営利活動法人千葉県精神障害者家族会連合会 |
| | 平成29年3月10日 | 千葉県自閉症協会 |
| | 平成29年3月15日 | 社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会 |
| | 平成29年3月17日 | 千葉県重症心身障害児(者)を守る会 |
| | 平成29年6月26日 | ちば高次脳機能障害者と家族の会 |
| | 平成29年7月11日 | 千葉県手をつなぐ育成会 |
| | 平成29年7月28日 | 東葛失語症友の会 |
| | 平成29年8月9日 | 千葉県身体障害者施設協議会 |
| | 平成29年9月13日 | NPO法人NECST |
| 平成29年9月26日 | 公益社団法人日本オストミー協会千葉県支部 | |
| 事業者団体 | 平成28年11月19日 | 公益社団法人千葉県医師会 |
| | 平成28年12月7日 | 千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会 |
| | 平成28年12月13日 | 千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会 |
| | 平成29年1月16日 | 千葉県知的障害者福祉協会 |
| | 平成29年1月20日 | 千葉県特例子会社連絡会 |
| | 平成29年1月26日 | 一般社団法人千葉県歯科医師会 |
| | 平成29年2月6日 | 千葉県グループホーム等連絡協議会 |
| | 平成29年2月5日 | 千葉県特別支援学校長会 |
| | 平成29年2月17日 | 千葉県重症心身障害連絡協議会 |
| | 平成29年2月28日 | 一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会 |
| | 平成29年3月6日 | 公益財団法人千葉県肢体不自由児協会 |
| | 平成29年3月9日 | 一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会 |
| | 平成29年7月13日 | 特定非営利活動法人千葉県精神障害者自立支援事業協会 |
| | 平成29年8月17日 | 一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会 |
| 平成29年9月19日 | 千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会 | |
| 教育機関 学識経験者 | 平成28年11月4日 | 植草学園短期大学 |
| | 平成29年8月18日 | 公益社団法人千葉県看護協会 |
| | 平成29年8月29日 | 日本精神科病院協会千葉県支部 |

今までの検討状況

《障害者施策推進協議会・総合支援協議会
(本部会・専門部会等)の開催状況(平成29年度)》

1. 障害者施策推進協議会

| 回数 | 開催日 | 主な議題 |
|----|--------|--|
| 1 | 11月27日 | ・第五次千葉県障害者計画の進捗状況について ・第六次千葉県障害者計画の策定について |
| 2 | 3月22日 | ・第六次千葉県障害者計画の策定について ・平成30年度重点事業について |

2. 総合支援協議会(第六次千葉県障害者計画策定推進本部会)

| 回数 | 開催日 | 主な議題 |
|----|--------|--|
| 1 | 6月12日 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉における最近の状況について ・次期千葉県総合計画案について ・第六次千葉県障害者計画の策定について |
| 2 | 9月8日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第六次千葉県障害者計画の策定について ・平成30年度重点事業の検討について |
| 3 | 11月14日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第六次千葉県障害者計画の策定について ・第六次千葉県障害者計画素案について |
| 4 | 2月8日 | <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府障害者基本計画(第4次)案の県計画案への反映について ・第六次千葉県障害者計画の策定について |
| 5 | 3月19日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第六次千葉県障害者計画の策定について ・第六次千葉県障害者計画の推進体制に ・平成30年度重点事業について |

3. 専門部会

(1) 入所・地域生活支援専門部会部会

| 回数 | 開催日 | 主な議題 |
|----|--------|---|
| 1 | 7月8日 | <ul style="list-style-type: none">・第五次千葉県障害者計画の進捗状況について・障害福祉における最近の状況について・次期千葉県総合計画について・第六次千葉県障害者計画の策定について |
| 2 | 10月23日 | <ul style="list-style-type: none">・関係団体へのヒアリング結果について・内閣府障害者基本計画案について・第六次千葉県障害者計画各分野の素案(案)について・障害者計画策定に係るフォーラムの実施について |
| 3 | 11月10日 | <ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス利用待機者調査について・第1回「入所・地域生活支援専門部会」における委員意見等について・第六次千葉県障害者計画各分野の素案(案)について |
| 4 | 1月22日 | <ul style="list-style-type: none">・内閣府障害者基本計画(第4次)案の県障害者計画(案)への反映について・第六次千葉県障害者計画(案)について |

(2)精神障害者地域移行推進部会

| 回数 | 開催日 | 主な議題 |
|----|--------|---|
| 1 | 7月10日 | <ul style="list-style-type: none">・第五次千葉県障害者計画の進捗状況について・第六次千葉県障害者計画の策定について |
| 2 | 8月25日 | <ul style="list-style-type: none">・第六次千葉県障害者計画素案について・地域の精神保健福祉体制の基盤整備量(利用者数)について |
| 3 | 10月30日 | <ul style="list-style-type: none">・第六次千葉県障害者計画素案について |
| 4 | 3月27日 | <ul style="list-style-type: none">・第六次千葉県障害者計画の策定について・平成30年度重点事業について・精神障害者にも対応した地域包括システムの構築について |

(3)権利擁護専門部会

| 回数 | 開催日 | 主な議題 |
|----|--------|--|
| 1 | 7月10日 | <ul style="list-style-type: none">・第五次千葉県障害者計画の進捗状況について・第六次千葉県障害者計画の策定について・平成29年度障害者虐待防止・権利擁護研修について |
| 2 | 10月16日 | <ul style="list-style-type: none">・千葉県内における障害者差別に関する平成28年度相談対応件数について・障害者差別解消法に基づく地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について・使用者による障害者虐待通報等の状況について・成年後見制度について・第五次千葉県障害者計画の進捗状況について・第六次千葉県障害者計画の策定について |

| | | |
|---|-------|--|
| 3 | 1月26日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第六次千葉県障害者計画の策定について ・障害者虐待通報等の状況について ・平成29年度障害者虐待防止・権利擁護研修について |
|---|-------|--|

(4)療育支援専門部会

| 回数 | 開催日 | 主な議題 |
|----|-------|---|
| 1 | 7月19日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第五次千葉県障害者計画の進捗状況について ・第六次千葉県障害者計画の策定について ・重症心身障害児者と医療的ケア児の実態調査について ・医療的ケアのある子どもに対する相談支援手引書について |
| 2 | 10月6日 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉における最近の状況について ・第六次千葉県障害者計画の療育支援分野に係る素案について ・障害児等療育支援事業について ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正について |
| 3 | 11月2日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第六次千葉県障害者計画の療育支援分野に係る素案について ・障害児等療育支援事業について ・障害者計画策定に係るフォーラムの実施について |
| 4 | 1月12日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第六次千葉県障害者計画の療育支援分野に係る案について ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案について |

(5) 相談支援専門部会

| 回数 | 開催日 | 主な議題 |
|----|-------|---|
| 1 | 7月14日 | <ul style="list-style-type: none">・相談支援従事者研修の実施状況及び実施予定について・千葉県発達障害者支援地域協議会の設置について・第五次千葉県障害者計画の進捗状況について・第六次千葉県障害者計画の策定について |
| 2 | 10月6日 | <ul style="list-style-type: none">・第六次千葉県障害者計画の策定について |
| 3 | 11月6日 | <ul style="list-style-type: none">・第六次千葉県障害者計画(素案)について |
| 4 | 1月31日 | <ul style="list-style-type: none">・第六次千葉県障害者計画(案)について |

(6) 就労支援専門部会

| 回数 | 開催日 | 主な議題 |
|----|--------|---|
| 1 | 7月19日 | <ul style="list-style-type: none">・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について・第五次千葉県障害者計画の進捗状況について・第六次千葉県障害者計画の策定について |
| 2 | 10月10日 | <ul style="list-style-type: none">・平成28年度一般就労状況調査結果について・指定就労継続支援A型事業所に対する経営状況調査について・第六次千葉県障害者計画素案について・第六次千葉県障害者計画の指標(案)について |
| 3 | 11月2日 | <ul style="list-style-type: none">・千葉県工賃(賃金)向上計画(平成30年度～平成32年度)の策定について・第六次千葉県障害者計画の素案について・第六次千葉県障害者計画の指標案について |

| | | |
|---|-------|---|
| 4 | 1月30日 | <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県工賃(賃金)向上計画(平成30年度～平成32年度)の策定について ・第六次千葉県障害者計画案について |
|---|-------|---|

障害者計画フォーラム開催状況一覧

| 日時 | 会場 | 場所 | 来場者数 |
|--------------------------|-----|---------------------|------|
| 12月21日(木) 13:55～15:50 | 山武市 | 山武市成東文化会館・のぎくプラザホール | 89人 |
| 12月26日(火) 13:55～15:50 | 千葉市 | 千葉市民会館 | 89人 |
| 12月27日(水) 13:55～15:50 | 市川市 | 市川市八幡市民会館 | 86人 |
| 合計 | | 3回 | 264人 |

内容

- 行政説明 第六次千葉県障害者計画案の概要
- 基調講演 障害のある人と共に生きる共生社会
- シンポジウム 第六次千葉県障害者計画の目指すもの

本書に掲載した作品の御紹介

本書の作成にあたり、内閣府と千葉県が共催した「障害者週間のポスター」の応募作品のうち、平成 27 年度から平成 29 年度までの入賞者の作品を掲載させていただきました。

| 応募年度 | 部門 | 賞 | 御名前 | 学校 |
|----------|-------|------------------------|--------------|---------------------------|
| 平成 27 年度 | 中学生部門 | 千葉県知事最優秀賞 | 江澤 梨々香 さん | 木更津市立太田中学校 1 年 |
| 平成 27 年度 | 中学生部門 | 千葉県知事優秀賞 | 御簾納 陸 さん | 木更津市立太田中学校 1 年 |
| 平成 27 年度 | 中学生部門 | 社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会理事長賞 | 明石 そら さん | 木更津市立太田中学校 2 年 |
| 平成 28 年度 | 小学生部門 | 千葉県知事優秀賞 | 齊藤 寧音 さん | 学校法人暁星国際学園 暁星国際小学校 2 年 |
| 平成 29 年度 | 小学生部門 | 千葉県知事優秀賞 | 船水 光翔里 さん | 我孫子市立根戸小学校 4 年 |
| 平成 29 年度 | 小学生部門 | 社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会理事長賞 | 金子 奈央 さん | 佐倉市立千代田小学校 6 年 |
| 平成 29 年度 | 中学生部門 | 内閣総理大臣賞、 千葉県知事最優秀賞 | 三浦 聖弥 さん | 千葉県立君津特別支援学校 中学部 2 年 |
| 平成 29 年度 | 中学生部門 | 千葉県知事優秀賞 | 市原 雅里主 さん | 流山市立北部中学校 1 年 |
| 平成 29 年度 | 中学生部門 | 社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会理事長賞 | 太田 悠里 さん | 八千代市立萱田中学校 3 年 |

※学校は応募当時のものです。

索引

【英字】

ADL …………… 73
DMAT (災害派遣医療チーム) …………… 138
DPAT (災害派遣精神医療チーム) …… 136, 138
FAX110番 …………… 136, 138
FAX119番 …………… 137
ICT …………… 77
(障害者) ITサポートセンター …… 63, 64
Net119 …………… 137, 139
NICU (新生児(特定)集中治療室)
…………… 35, 69, 105, 108, 122
ORT (視能訓練士) …………… 115
OT (作業療法士) …………… 115
PDCA …………… 6, 8, 157
PT (理学療法士) …………… 115
ST (言語聴覚士) …………… 115
Web119 …………… 137

【あ】

アウトリーチ …………… 47, 111, 123
アクセシビリティ …………… 6, 65
アスペルガー症候群 …………… 16, 101
アセスメント …………… 72, 78, 90, 102
意思疎通支援事業 …………… 33, 63, 64, 82, 149
委託訓練事業 …………… 92
1歳6か月児健診 …………… 67
一般就労 …………… 8, 47, 89, 90, 91, 96, 147, 163
移動支援 …………… 33, 78, 129
医療型児童発達支援 …………… 68, 163
医療型障害児入所施設 …………… 40, 73-75
医療型短期入所事業所 …………… 35, 108
医療観察法 …………… 112
インクルージョン …………… 5
運賃 (割引) …………… 131, 133
笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス
(千葉県障害者雇用優良事業所) …… 94, 148
オストメイト …………… 142, 144

【か】

介護支援専門員 …………… 45, 81, 82, 85, 119
介護福祉士 …………… 114, 115
介護保険 (制度) …………… 45, 81, 118, 123
介助犬 …………… 33, 142
ガイドヘルパー …………… 116, 137
かかりつけ医 …………… 74, 88, 119
かかりつけ歯科医 …………… 121, 124
学習障害 …………… 16
喀痰吸引 …………… 35, 104, 108
官公需 …………… 97-99
患者調査 …………… 44
基幹相談支援センター …………… 80, 82, 83, 158
企業支援員 …………… 94, 95, 147
虐待防止アドバイザー …………… 57, 58
教育委員会 …………… 31, 77
共生型サービス …………… 81, 118, 119
矯正施設 …………… 81, 83, 112, 162

共生社会 …………… 1, 4, 25, 52, 53, 76, 114, 145-147
強度行動障害 …………… 25, 27, 35-39, 41, 42, 69
73, 74, 78, 101, 105, 108, 109, 110, 116
金銭管理 …………… 34, 139
クライシスハウス …………… 46
グループホーム …… 8, 25-29, 32, 35, 36, 38, 42
45, 46, 80, 108, 109, 118, 119, 130, 136, 138, 163
グループホーム等支援ワーカー
…………… 27, 28, 36, 109
車椅子 …………… 54, 130, 133
計画相談支援 …………… 80-83, 85, 86, 162
経済的自立 …………… 22, 33, 89, 100
芸術 …………… 114, 125, 127, 128, 151, 153
圏域連携コーディネーター …………… 44
健康福祉センター(保健所) …………… 123
言語聴覚士(ST) …………… 115
権利擁護
… 1, 7, 28, 51, 56, 57, 59, 60, 81, 82, 90, 93, 158
広域専門指導員 …………… 52-54, 59, 146
公共交通機関 …………… 129, 131, 133
公共職業安定所 …………… 92
口腔 …………… 120, 124
高次脳機能障害
…………… 5, 17, 40, 42, 67, 78, 81, 82, 101, 102
高次脳機能障害支援センター …………… 40, 102
工賃 …………… 22, 23, 89, 90, 97-100
広汎性発達障害 …………… 16, 101
合理的配慮 …… 51, 57, 58, 76, 77, 89, 94, 147, 151
高齢化 …… 26-28, 35, 37, 44, 47, 100, 108, 118, 130
高齢期 …………… 81, 85, 101, 113, 118, 119
心の健康フェア …………… 47, 146
心のバリアフリー …………… 6, 114, 127, 130, 132
141, 145, 152, 155
心のふれあいフェスティバル …… 47, 146, 156
子どもと親のサポートセンター …………… 77
個別の移行支援計画 …………… 78
個別の教育支援計画 …………… 76, 77, 79
個別の指導計画 …………… 76, 79
コミュニケーション …………… 32, 33, 51, 61
63-65, 81, 82, 121, 139, 142, 148, 149
コミュニケーション支援ボード …………… 139

【さ】

サービス管理責任者 …………… 28, 117
サービス等利用計画 …… 80, 81, 87, 90, 100, 162
災害時要援護者 …………… 135
災害派遣精神医療チーム(DPAT) …… 136
在宅サービス …………… 32
作業療法士(OT) …………… 115
サテライト型住居 …………… 25-27, 45, 46
3歳児健診 …………… 67
視覚障害者情報提供施設 …………… 64
自己決定 …………… 59, 129
自己実現 …………… 89
失語症者 …………… 62, 81, 82
指定管理者制度 …………… 39, 41, 43
児童相談所 …………… 36, 69, 77, 105, 109, 159
児童発達支援 …………… 66, 73, 77, 163

児童発達支援ガイドライン…………… 66, 67
児童発達支援事業所…………… 68, 74, 75, 106
児童発達支援センター
…………… 40, 66-68, 70, 72, 77, 87, 106, 163
児童福祉法…………… 1, 3, 35, 66, 71, 73, 108
視能訓練士(ORT)…………… 115
自閉症…………… 16, 101
字幕…………… 65, 128
社会福祉士…………… 115
弱視…………… 32
周産期医療…………… 122
重症心身障害…………… 5, 18, 30, 35, 36, 41
42, 66, 67, 73-75, 104, 106, 108, 109, 119
住宅…………… 26, 27, 34, 45, 46, 119, 130-134
重度・重複(障害)…………… 20, 35, 36, 107-109, 114
重度心身障害者(児)医療給付改善事業
…………… 121
重度訪問介護…………… 32, 33, 116, 162
就労移行支援事業…………… 40, 47, 90, 91
就労継続支援A型(事業所)…………… 97-99, 163
就労継続支援B型(事業所)…………… 23, 97, 99, 163
就労定着支援(事業)
…………… 46, 47, 90-94, 96, 147, 163
手話通訳…………… 3, 51, 61-64, 137, 138, 148, 149
手話マーク…………… 65
障害支援区分…………… 136
障害児通所支援…………… 66, 163
障害児等療育支援事業…………… 66, 70-72, 106, 123
障害児入所支援…………… 66, 159, 163
障害者基本計画…………… 3, 89
障害者基本法…………… 1-4, 7
障害者虐待防止法…………… 1, 33, 51, 56, 57, 59
障害者権利条約…………… 1, 2, 5, 56, 63
障害者高等技術専門校…………… 91, 92
障害者雇用促進法…………… 57, 89, 91, 94
障害者雇用率…………… 91, 92
障害者差別解消支援地域協議会…………… 55, 59, 60
障害者差別解消法…………… 1, 6, 33, 51, 52, 55
56, 59, 63, 126, 145, 146
障害者支援施設…………… 1, 26, 28, 32, 36-40
52, 57, 109, 124, 136-139, 162, 163
障害者週間…………… 156
障害者就業・生活支援センター
…………… 47, 78, 90-94, 96, 147, 158
障害者総合支援法
…………… 1, 3, 7, 19, 32, 61, 63, 71, 73, 80, 120
障害者のための国際シンボルマーク…………… 141
障害者優先調達推進法…………… 89, 97
障害のある人に対する情報保障のための
ガイドライン…………… 51, 63, 65, 132, 138, 149
障害のある人もない人も共に暮らしやすい
千葉県づくり条例(障害者条例)
…………… 6, 28, 51, 53, 145, 147
障害のある人もない人も共に暮らしやすい
千葉県づくり推進会議…………… 51
障害福祉計画…………… 3, 159, 198
障害福祉サービス…………… 3, 8, 19, 26, 30, 39, 80
82, 85, 87, 90, 97, 99, 114, 118-120, 122, 137, 157

159, 162, 163
障害保健福祉圏域…………… 27, 44, 47, 50, 54
93, 94, 96, 147, 158, 159, 160
消費者…………… 114, 137, 139
職業リハビリテーション…………… 89
職場適応援助者(ジョブコーチ)…………… 89
自立支援協議会…………… 51, 54, 59, 60, 70, 80, 106, 135
人材…………… 27, 37, 38, 40, 42, 46, 51, 54, 61
63, 70, 71, 74, 77, 81, 82, 85, 91, 94, 101, 102, 105
113-117, 123, 135, 137, 147, 148, 150, 156
新生児(特定)集中治療室(NICU)…………… 35, 108
身体障害者手帳…………… 9-11, 118, 161
身体障害者標識…………… 141
スプリングラー…………… 136, 138
スペシャルオリンピックス…………… 127, 152
スポーツ…………… 53, 113, 114, 125-128
131, 148, 150-156
生活介護…………… 30, 36, 39, 109, 161, 162
生活困窮者自立支援法…………… 34, 96
生活ホーム…………… 8
精神科医療機関…………… 123
精神科救急医療…………… 50
精神障害者保健福祉手帳…………… 14, 161
精神保健福祉センター…………… 123
成年後見制度…………… 33, 56-58, 139
摂食嚥下…………… 120, 124
遷延性意識障害…………… 104
総合教育センター…………… 77
相談支援専門員…………… 36, 45, 72, 74, 80, 81
85-87, 90, 109, 119

【た】

多機能型トイレ…………… 130, 131, 154, 155
短期入所…………… 30, 32-39, 69, 70, 74, 104, 105, 108
109, 162, 163
地域移行支援型ホーム…………… 46
地域移行・定着協力病院…………… 44, 48
地域活動支援センター…………… 30, 31
地域生活支援事業…………… 28, 36, 49, 61, 63, 71,
82, 109, 159, 198
地域生活定着支援センター…………… 81, 83, 112
地域相談員…………… 52, 59, 60, 146
地域相談支援…………… 80, 83, 87, 103
地域包括ケアシステム…………… 44, 45, 47, 146
地域包括支援センター…………… 82
地域リハビリテーション広域支援センター
…………… 123
千葉県あんしん賃貸支援事業…………… 45
千葉県障害者雇用優良事業所(笑顔いっぱい！
フレンドリーオフィス)…………… 94, 148
千葉県障害者就労事業振興センター…………… 98
千葉県すまいづくり協議会…………… 45, 131
千葉県相談支援アドバイザー…………… 60, 82, 83
千葉県袖ヶ浦福祉センター…………… 25, 37-39, 41, 43
千葉県千葉リハビリテーションセンター
…………… 17, 40, 41, 42, 66, 74, 81, 102
千葉県保健医療計画…………… 3, 50
チャレンジド・インフォ・千葉…………… 89, 97

注意欠陥多動性障害（ADHD）…………… 16
中核地域生活支援センター…………… 69, 80, 82, 105
聴覚障害者情報提供施設…………… 63
聴覚障害者標識…………… 141, 142
通級…………… 20, 77
デフリンピック…………… 127, 152
点字…………… 62-64, 149
点訳奉仕員…………… 51, 61
同行援護…………… 32, 33, 116, 161
特定疾患治療研究事業…………… 19
特別支援学級…………… 20, 30, 76
特別支援学校…………… 18, 20, 21, 23, 30, 31, 54
76-79, 90, 93, 96, 126-128, 131, 136, 138, 150
152-155
特別支援教育…………… 20, 21, 23, 67, 76-79
特別支援教育コーディネーター…………… 77, 79, 87
都市ボランティア…………… 53, 146, 148

【な】

内部障害…………… 9, 11, 73, 141-143
内方線付き点状ブロック…………… 131, 155
難聴…………… 32, 142, 144
難病…………… 5, 19, 22, 67, 73, 113, 120, 122
141, 143, 162
二次障害…………… 67, 71
日常生活自立支援事業…………… 34, 139, 140
日中活動…………… 25, 30, 32, 36, 37, 40, 73
101, 102, 109, 119, 163
認知症…………… 56
認定こども園…………… 54, 78, 150, 151
ノーマライゼーション…………… 54, 59
ノンステップバス…………… 129, 131, 134, 155

【は】

ハート・プラスマーク…………… 142
パッケージ指定…………… 54, 150, 156
発達障害…………… 5, 16, 22, 67, 69, 70, 71-74, 81, 82
85, 87, 88, 90, 93, 94, 101, 102, 103, 105, 106, 121
発達障害者支援センター
… 16, 69, 70, 72, 74, 81-84, 101-103, 105, 106
パラリンピック…………… 52, 53, 113, 114, 125-127
145, 146, 148, 150-153
バリアフリー…………… 6, 37, 63, 65, 114, 119, 127
129-132, 133, 134, 135, 137, 141, 142, 145, 149
152, 154, 155
バリアフリー対応型信号機…………… 132
バリアフリー法…………… 129-132, 154, 155
ハローワーク…………… 22, 96
ピアサポート…………… 44, 46, 81, 83
ヒアリンググループ…………… 64
ビーバー号（巡回歯科診療車）…………… 123, 124
東日本大震災…………… 135, 136
ひきこもり…………… 34, 101, 111
筆談マーク…………… 65
避難行動要支援者…………… 135, 137, 140
福祉型障害児入所施設…………… 35, 36, 39, 75, 108, 109
福祉型短期入所事業所…………… 35, 104, 108
福祉教育推進校…………… 54, 150, 156

福祉タクシー…………… 129, 131, 134, 155
福祉的就労…………… 89, 97, 98, 147
福祉避難所…………… 136-138
不登校…………… 77
文化（活動）…………… 33, 61, 113, 114, 125-128
148, 151-154
分野別会議…………… 53, 147
ペアレントトレーニング…………… 70
ペアレントメンター…………… 71, 72, 102
保育所等訪問支援…………… 67, 68, 163
防火…………… 27, 136, 138
放課後児童クラブ…………… 71, 78
放課後等デイサービス
…………… 30, 66-68, 73-75, 77, 106, 163
防災…………… 64, 114, 135-138, 140
法定雇用率…………… 89, 93, 94, 147
防犯…………… 114, 135, 136, 138, 139
訪問看護…………… 36, 47, 66, 69, 74, 105, 109, 121
ホームドア…………… 129, 131, 155
ホームヘルパー…………… 32, 33, 46, 113, 115, 137, 139
保健所…………… 122, 123
（身体障害者）補助犬…………… 129, 141, 142
ほじょ犬マーク…………… 141, 142
補装具…………… 40, 137

【ま】

まちづくり…………… 114, 129-131, 135, 154, 155
耳マーク…………… 142, 144
メール110番…………… 137, 138
メール119番…………… 137
盲人のための国際シンボルマーク…………… 142
盲導犬…………… 33, 142
盲ろう者…………… 3, 61, 62, 81, 82, 137, 148, 149

【や】

有料道路…………… 131, 133
ユニバーサルデザイン…………… 114, 129
要配慮者（災害時）…………… 135-138, 140
要約筆記…………… 3, 61, 62, 64, 137, 148, 149
余暇…………… 125

【ら】

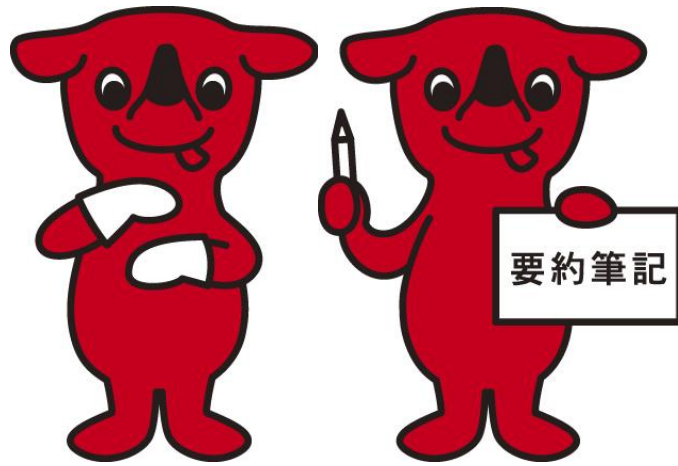
ライトハウスちば…………… 111
ライフサポートファイル…………… 67, 68
ライフステージ…………… 5, 20, 66, 67, 76, 101, 156
理学療法士（PT）…………… 113, 115, 122
療育…………… 71, 87, 123
療育支援コーディネーター…………… 71, 72
療育手帳…………… 12, 13, 118, 161
レガシー…………… 53, 145, 150, 151
レクリエーション…………… 125, 126, 154
レスパイト…………… 32, 35, 69, 104, 105, 108
労働局…………… 22, 57
朗読奉仕員…………… 51, 61, 62, 149

第六次千葉県障害者計画

平成30年3月

千葉県

編集・発行 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課
〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1
電話043-223-2338
FAX043-221-3977



チーバくん